

1 受入事業について、企画の段階から相談を受けている案件に関し、具体的な相談内容・助言内容について10サンプル程度示していただくとともに、なぜ、これらの業務が独法の職員で行われなければならないのかに関して見解を伺いたい。

1 受入事業について、国立女性教育会館が企画の段階から相談を受け、指導・助言等を行っている事例については以下のとおり。

なお、団体等の利用に当たっては、必要に応じ会館の事業課、情報課、研究国際室の職員が、講師又は助言者等として研修事業の効果的な実施が図れるよう努めている。

【事例1】自治体職員を対象とした男女共同参画に関する研修

A自治体の男女共同参画担当課から、当該自治体の職員を対象とした男女共同参画に関する研修会を実施したいが、国内外の取組状況等を踏まえ男女共同参画全般に関する研修プログラムの企画について、助言をしてほしいとの要請があった。

事業課の専門職員は、

男女共同参画社会基本法や基本計画など男女共同参画に関する基礎的知識
関係省庁の取組状況

会館が調査研究しその成果をまとめた「ジェンダー統計（女性と男性に関する統計の調査研究）」や「女性の生涯学習に関する日韓比較調査」に関する報告などを研修カリキュラムに盛り込むよう助言した。

加えて、会館の女性教育情報センターのデータベース等を使い、地方における男女共同参画施策の具体的な例を紹介するなど、事例研究のカリキュラムを設けるよう助言した。

【事例2】学校教員を対象とした男女平等教育に関する研修

B市教育委員会から、小・中学校の教員を対象に、男女共同参画に関する教員研修を実施したいので、そのための研修プログラムについて指導してほしいとの申し出があった。

事業課の専門職員は、

会館がこれまで行ってきた学校教員を対象とした研修プログラム及び教材
会館が収集した他の学校で取り組まれている事例

男女の役割分担意識、女性の職業等の選択の現状等の統計資料
を提供し、合わせて

ジェンダーフリー等行きすぎた男女平等教育の問題点

について男女平等教育に関する諸課題と国の取組等についての理解を図るため研修カリキュラムに組み込むことを提案した。

また、研修を実施する際は、講義形式よりワークショップ、事例研究等参加型のカリキュラム構成が効果的であること等を助言した。

併せて、近隣の学校で学校全体で取り組んでいる事例を紹介し、担当教員との情報交換会を実施するよう指導した。

【事例3】女性団体の研修

C女性団体から、国際的な視点から我が国における女性の地位の現状と課題について学べる研修を実施したいとの依頼があった。

研究国際室と事業課の専門職員は、

会館の女性教育情報センターから国連開発計画が毎年提供しているGEM（ジェンダーエンパワーメント指数）における日本の地位について説明、資料等の提示
ESCAP（国連アジア太平洋社会経済委員会）の担当者から最新の情報を入手
近年男女共同参画に積極的に取り組んでいるノルウェーの事例及び報告書の提示
男女共同参画に関し、国際的な連携を行っている団体の活動事例の紹介
等を行い、団体の意見を踏まえ研修カリキュラムを作成した。

その際、国際交流・貢献をしている他の団体と意見交換をしたいとの要望があったので、M団体の担当者に連絡し講師1名をお願いした。

【事例4】女性団体の研修

開発途上国の女性教育の充実に関する活動を行っているD女性団体が、海外に派遣する予定者の事前研修として、対象国の教育事情等に関する研修カリキュラムについて相談があった。

事業課と研究国際室の職員は

対象国の女性センター職員に連絡し、最近の男女共同参画の状況と取組等を確認し関係資料を入手

文部科学省から当該国の学校教育、社会教育の状況等について関係資料を入手

N大学で対象国の女性の地位向上・女性教育について研究している教官を講師として依頼し、担当研究員が情報提供するとともに、大学教官の講義を受けることとした。

また、

会館の調査研究成果をまとめたジェンダー統計ハンドブックをテキストにしたジェンダー統計の手法

会館の女性情報センターの活用

等について、研修カリキュラムに組み入れ会館職員が講義、助言等を行った。

【事例5】女性団体の研修

家庭教育支援に熱心に取り組んでいるE女性団体から、我が国の家庭教育の現状と民間団体の具体的な支援策について研修したいので、国の家庭教育の取り組み、少子化が進んでいる外国の家庭教育の取組例、我が国の最近の子育て支援の例を教えてほしいとの相談があった。

事業課の専門職員と研究国際室の研究員が、

家庭教育や子育て支援に関する文部科学省や厚生労働省の最近の審議会報告と関係施策の現状

ドイツやイタリアの家庭教育の現状と課題

会館が調査した子育てサークル、子育てネットワークの事例

会館が調査研究したこれからの家庭教育に関する報告書

等について、関係資料を用い説明した。

また、実際に子育てネットワークを形成している団体を紹介し、実際の現場見学を行った。

【事例6】女性団体の研修

古くから活動している地域のF女性団体から、新加入のメンバーを対象とした研修会を開催したいので、初心者にもわかりやすいプログラムを考えたいが何かよい案はないかとの相談があった。

事業課の専門職員が、以前主催事業で活用した

ロールモデル教材

男女共同参画の気づきのための教材

ジェンダー統計資料

等を活用したグループ討議や事例研究など参加型学習を取り入れた初心者にも気づきをうながしやすいプログラムを提案するとともに、女性教育情報センターを活用し、各地の女性団体の活動事例等をもとにしたワークショップ等を加えるよう指導した。

【事例7】専門学校生への研修

女性がほとんどを占めるG専門学校から、学生の研修を会館で実施したいが、男女共同参画、少子高齢社会における女性のライフプラン等について、どのような講座を持ったらいいかについて助言を求められた。

事業課の専門職員は、

男女共同参画社会基本法や基本計画など男女共同参画に関する基礎的知識

関係省庁の取組状況（女性のチャレンジ支援、家庭教育支援等）

ジェンダー統計資料

会館が行った「生涯学習の活用と女性のキャリア形成に関する調査研究」の成果などを研修カリキュラムに盛り込むよう助言した。

学校側は、上記をカリキュラムに組み入れることとし、講師の紹介を求めたため、

と については事業課専門職員が講義を行い、 についてはジェンダー統計の重要性や活用について実習を交えた講義を研究国際室研究員及び情報課専門職員が実施、 については、参加者がより具体的に今後のライフプラン（キャリア形成）を考える参考となるよう調査研究成果のロールモデル集を教材として研究国際室研究員及び客員研究員によるワークショップを行った。

【事例8】企業の人事担当者を対象とした研修

H企業の人事担当職員を対象とした研修を実施するので、研修プログラム全般について教えてほしいとの申し出があった。

事業課の専門職員は、

次世代育成支援対策推進法への対応（次世代育成のための計画の策定）

セクシュアルハラスメント

女性のチャレンジ支援（育児休暇取得者の雇用、女性の管理職への登用）

仕事と家庭の両立支援

など、最近の男女共同参画を巡る動向について説明したところ、今回の研修は仕事と家庭の両立支援をテーマに取り上げたいとの要望があった。

このため、会館のこれまでの取組や関係機関等から情報収集し、

諸外国の取組

父親と母親の育児時間の国際比較

我が国のファミリーフレンドリー企業の取組

子育てネットワークと行政・地域との連携

父親が中心となった子育て支援

等のカリキュラムで研修を実施してはどうかと助言した。担当者はこの案をもとに、上司と相談し基本的に同様の内容で研修を実施した。その際、関係の講師がいないかとの依頼があり、その分野の第一人者である大学教官と先進的取組を行っている企業の関係者を紹介した。

【事例9】国際シンポジウムの開催支援

日本政府も出資している国際機関である I 機関から、アジアとラテンアメリカの「女性と開発」に関する国際シンポジウムを開催したいので、内容と講師について助言してほしいとの要請があった。

研究国際室の研究者と専門職員は、

「女性と開発」について会館が実施してきたプログラムを例示

会館が招聘した国内外の専門家の紹介

客員研究員をモデレーターとしたワークショップの紹介

等について助言し、プログラムの作成について支援した。

また、会館の仲介により、国際シンポジウム開催期間中は、会館に登録されている国際交流ボランティアが協力した。

【事例10】J国研究者の受入支援

以前、会館を利用したことのある J 国研究者から、日本を含むアジアの女性問題の研究のため、会館に滞在したいとの希望があり受け入れた。

受入期間中は、研究国際室、情報課の職員が中心となり、会館が実施した

日韓女性の生涯学習に関する比較調査、ジェンダー統計や会館の研究者がまとめた 我が国の農漁村の女性や女性の就労に関する論文をもとに、我が国の現状について解説した。

また、会館の女性教育情報センターを活用し、日本と世界の女性の現状に関する情報収集を行うとともに、事業課専門職員と研究国際室研究員が日本国内の情報収集先等について助言を与えた。

当該研究者は、助言に基づいて、女子大学、女性団体、地域の女性が活躍する祭などを積極的に訪問し、資料の収集に努めるなど会館での研究をもとに我が国を含むアジア各国の女性問題についての論文をまとめ発表した。

2 国立女性教育会館の職員は、

男女共同参画、女性教育についての専門的知識を有していること

女性学はもとより経済、教育、科学技術等幅広い分野の教官との連携が図られており、男女共同参画社会の形成、女性教育の振興を図るためであれば、十分な協力を得られる体制が整っていること

我が国の男女共同参画社会形成に、全国各地で取り組んでいる女性団体からも非常に高い信頼を得ていること

また、国立女性教育会館は、

国立女性教育会館のこれまでの取組が、アジア太平洋地域を含む海外で高く評価されており、女性教育のナショナルセンターとして認知されていること

国立女性教育会館には、長年にわたり、我が国の女性教育に関する専門的な調査研究や実践的な研修・交流の実績及び国内最大の女性情報が蓄積されていること等我が国の女性教育の中核機関としての機能と実績が整備されている。

会館職員は、自らの専門性と先輩職員が培った会館の信頼と実績を活用することにより、男女共同参画、女性教育の振興を図るための多岐にわたる研修等の要求に、応えることが可能となっている。

また、全国団体43団体が加盟する国際婦人年連絡会をはじめ、130を超える女性団体、研究者グループ等からも、独立行政法人が、これらの業務を実施してほしいという強い要望の声があげられており、我が国21世紀の最重要課題として位置付けられている男女共同参画社会実現のためにも、国内外の関係者から信頼が厚い独立行政法人の職員がこれらの業務を行う方が、効率的・効果的である。

2 前回提出いただいている論文リストに関して、国立女性教育会館の運営に寄与したと思われる論文について、各専門的知見を有する職員ごとに、サンプルとして3点ずつ提出いただきたい。

別添のとおり

国立女性教育会館の論文サンプル

主任研究員

「近代家族の特質」

「私らしい生き方を求めて 学習の場としての女性センター」

「新たな時代の子育て理念の模索」

A 研究員

「社会の分類概念としての子どもの遊び空間 ジェンダー及び社会変化との関連」

「現代日本農村の「嫁不足」問題 山形県内陸地方 P 村の事例から」

「社会変化と子産み・子育ての変容：東北農業地区と四国漁業地区の事例研究から」

B 研究員

「性別職務分離のメカニズム分析」

「女性のキャリア形成と生涯学習～なにが成果をもたらしたのか～」

「日本的雇用システムの変化とジェンダー 旅行業 A 社の事例から」

3 受入事業について申し込みがあったが、会館の判断で受入を拒否したケースの中で、独法の職員でなければ判断できないような微妙な案件について、具体的事例を示していただきたい。

国立女性教育会館の利用受入については、女性教育の推進を図るための関係団体・グループ等のほか、公共施設の利用促進の観点から、できるだけ多くの利用者を受け入れることとしているところである。

しかしながら、公共の施設として国民から不信を招く恐れが高いと判断される場合は、利用を断るケースもある。具体的には以下のとおりである。

【事例 1】

A 団体から以下の申込みがあった。受付段階（民間委託）では、利用目的等に特に問題を認められなかったため、仮受付を行った。

会館職員が、事前打ち合わせの段階で、研修カリキュラムや他団体との交流の内容・方法について確認していく中で、他団体との交流は、夜間ラウンジを使って他の利用者全てに対し、A 団体の活動を紹介し会員を増やしたいという説明があった。

会館職員は、更に他の女性団体等利用団体に A 団体の希望を伝え、交流の可能性について確認する必要があることから、A 団体に対し詳細な活動目的、団体概要や会員を増やすことの意図等について繰り返し尋ねたところ、当該団体は宗教法人であり、会館の利用を通じ布教活動を行うことが目的であることが判明したため、利用を断った。

- ・団体名：A 団体
- ・利用目的：男女平等教育に関する研修及び宿泊団体との交流
- ・利用人数：30 人
- ・利用期間：2泊3日

【事例 2】

B 団体から研修会の申込みがあった。受付段階（民間委託）では、利用目的等に特に問題なしとして仮受付を行った。

会館職員が、利用希望団体の申込書を確認していく中で、過去に会館の主催事業の参加者から、同名の団体が他の女性関連施設の利用で問題を起こしているとの情報を得ていたことから、当該施設の担当者から詳細について情報収集、団体のホームページからこれまでの活動歴等を検索、団体事務局が設置されている地方公共団体から情報収集等を行った結果、利用申込みと実際の活動が異なり、これまでに数回にわたり他の施設でもトラブルを生じていることが判明した。

会館職員がさらに団体に対し、研修内容・方法等の確認を行ったところ、プログラムの内容が会員に対する布教セミナーであること、また、会館の他の利用者アンケート調査を行い連絡先を記入させ、後日団体の資料を送付すること等を計画しているなど布教活動色の強い内容であることがわかった。このため、会館の利用規則について再度説明したところ利用を辞退した。

- ・団体名：B団体
- ・利用目的：女性と地球の未来を考えるための研修等
- ・利用人数：50人
- ・利用期間：1泊2日

【事例3】

C県の市民団体から講演会の申込があった。受付段階（民間委託）では、利用申込者から行政と市民との意見交換の場との説明であったので、利用目的等に特に問題なしとして仮受付を行った。

会館職員が利用申込者に講演会の目的、タイトル、内容や出席者等詳しい内容を問い合わせたところ、現職の県議会議員、A党の国会議員等が出席し、政策説明をすることが判明した。

公職選挙法との関係においては特段の問題が認められなかったが、当該県議会議員が目前に迫っている選挙に出馬する意向であることなどから、特定の政党または候補者を応援する目的で事業を行うことはできない旨、詳細な説明を行ったところ、利用を辞退した。

- ・団体名：C団体
- ・利用目的： 県の行政について市民とともに考えるためのセミナーの開催
- ・利用人数：300人
- ・利用期間：日帰り

【事例4】

民間企業から販売員の研修のため、調理室を利用して販売品を使っただけの料理の講習会を開催したいとの申し込みがあった。受付段階（民間委託）では、会館がこれまでも、企業の社員や販売員に対する研修の利用は受け入れてきていたことから仮受付を行った。

会館の職員は、消費者団体との意見交換で、最近料理講習や試食会等と抱き合わせで粗悪な調理器具等を販売している例が多発しているとの情報を得ていた。

後日、利用申込み者と当日のプログラムを確認していく中で、調理室で調理した料理を当日の利用者に試食してほしいとの申し入れがあった。また、講習生の数や所属に不明な点があり、更に詳しく内容を聞いたところ、会館の利用者に対して、料理のデモンストレーションをしながら、調理器具等の販売契約を取ることを目的としていることが明らかになった。

このため、当初の利用目的と異なっていること、営利を目的とする利用であることから、利用を断ることとした。

- ・団体名：D団体
- ・利用目的： 会社の販売員の能力向上のための研修会の開催
- ・利用人数：20人
- ・利用期間：日帰り

4 全体として、国立女性教育会館の業務をなぜ、独法の職員が行わなければならないかの理由について回答いただきたい。その際、具体的な根拠、データ等を必ず示された上で、回答願いたい。

1 独立行政法人国立女性教育会館の性格と役割

(1) 沿革

国立女性教育会館は、国連における女子差別撤廃条約、国際婦人年（1975年）とこれにはじまる国連婦人の10年、世界女性会議など女性の地位の向上を目指す世界的な気運の高まりの中で、日本においても「女性教育」の拠点が必要であるとの世論が盛り上がり、国会議員135名を準備委員とする「婦人会館建設準備委員会」が設立され、さらに党派を超えた全国的女性関係団体150団体の応援を受けて、昭和52年に設置された。（当時の名称は「国立婦人教育会館」）

その後27年間にわたり、同会館は、国内外の女性団体、女性関連施設、研究者等とともに、男女共同参画社会の実現に向けた「学びの拠点」として大きな役割を果たしてきた。関係者の言葉を借りれば、「そこを拠点とした様々な活動をとおして学び、育てられ、力を与えられてきた」女性教育の中核・シンボルである。

なお、同会館は、平成13年より名称を「国立女性教育会館」に改めるとともに、独立行政法人として運営されている。

(2) 役割と事業

国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、
地方や女性団体の女性教育指導者等に対する先駆的・モデル的な研修の実施
女性教育の専門的な調査研究、学習プログラムや教材の開発
女性教育に関する国内外の情報の収集・整理・提供
女性団体等のネットワーク形成と交流の促進

という4つの機能を有機的に連携させることにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資する役割を果たしている。

この4つの機能は、具体的には、

国立女性教育会館が企画・実施する「主催事業」

女性教育に関する研修、調査研究、情報収集、交流を計画する女性団体・グループや女性研究者を受け入れ、研修プログラムについての相談、調査研究の成果や教材、情報の提供などの専門的な指導・助言・支援を行う「受入事業」

の2つを通じて発揮されるものである。

(3) 施設の設置運営

上述した女性教育のナショナルセンターとしての4つの機能を活用し、効果的かつ継続的・安定的に「主催事業」、「受入事業」を実施していくため、国立女性教育会館は必要な研修施設、宿泊施設を有している。

なお、施設の維持・管理については、事務・事業の効率化を図る観点から、特に独

立行政法人化以降、利用受付を含め大幅な民間委託の拡充を図るとともに、利用料金の見直しを行ってきており、国からの運営費交付金の多くはナショナルセンターとしての機能を果たすための専門的な業務に充てられている。

【資料1】運営費交付金の総額と民間委託の経費、自己収入の状況

(施設の管理運営のために7億円の国費が使われているわけではない。)

規制改革・民間開放推進会議官業民営化ワーキンググループでは、国立女性教育会館を健康保険保養所等と同じ「公的施設等の整備・管理・運営」の項目に分類するとともに、受入事業は「単なる場所貸し」であり、利用者は「施設を格安に利用できる受益者」であるという認識・前提で議論・指摘がなされてきた。

しかし、国立女性教育会館における主催事業への参加者や、受入事業として自主的な研修・交流等を行う女性指導者等は、一般利用者(注)を除き、国立女性教育会館の提供するサービスの受け手、受益者ではなく、むしろ、国立女性教育会館を中心とする女性教育の全国的・世界的ネットワークに積極的に参画し、国が目指している「男女共同参画社会の実現」のために活動する、協力者・同志である。これらの者に対し、女性教育に関し優れたプログラムと人材、資料等の環境が整った研修・宿泊施設を安定的かつ安価に提供しその活動を支援することは、国の政策的な必要性に基づくものでもある。

(注)施設の有効活用と自己収入の確保のため、国立女性教育会館の施設は独立行政法人国立女性教育会館法第10条第2項により、本来の業務の遂行に支障のない範囲内で一般の利用に供することができることとなっている。

このような法人の役割、事業や利用者の活動内容に照らせば、独立行政法人国立女性教育会館の業務を「宿泊等の施設の運営」という観点からのみ議論したり、受入事業を「場所貸し」と捉えたりすることは適切でないことは明らかである。

2 国の政策との密接な関連

(1) 国の政策における位置付け

国立女性教育会館は、「男女共同参画社会基本法」(平成11年法律第78号)第13条に基づき策定された「男女共同参画基本計画」(平成12年12月閣議決定)において、11重点目標の1つである「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」を推進するための機関として明確に位置付けられている。

具体的には、国立女性教育会館は、同基本計画において、

女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、専門的調査・研究、情報収集・整理・提供を行うとともに、女性教育関連施設と連携を図りつつ、男女共同参画社会の形成の促進に努める

国内外の関連機関・施設、団体・グループ、個人等とのネットワークを充実し、女性情報ネットワークの拠点としての機能の強化を図る

公私立の女性教育関連施設の運営及び情報のネットワーク化の推進、地域の実情に応じた各種の事業の支援を図ることにより、地域における女性の生涯学習を総合的に推進することとされている。

【資料2】男女共同参画基本計画の抜粋

なお、以上のとおり国立女性教育会館が男女共同参画の推進のために重要な役割を担っていることについては、内閣府、文部科学省のみならず、政府全体が一致した認識であり、平成16年10月29日の衆議院内閣委員会において、村上誠一郎行政改革担当大臣も明確・具体的に答弁しているところである。

【資料3】村上大臣の答弁の概要

(2) 具体的な事業

このような位置付けを踏まえ、国立女性教育会館の行う研修事業は、

各地域における男女共同参画社会づくりの牽引役となる自治体の行政担当者や女性センター等の幹部職員、管理職を対象とする研修

男女共同参画会議(注)の提言等において、今後国が積極的に取り組むことが求められている、女性のチャレンジ(社会活動への参画)支援、ドメスティック・バイオレンス(配偶者に対する暴力)対策など女性教育に関する喫緊の課題をテーマとする研修

(注)「男女共同参画会議」は、男女共同参画社会基本法に基づいて設置されている機関であり、我が国の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、政策、重要事項を調査審議し、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し意見を述べる機関。内閣官房長官を議長とし、各省庁の大臣及び有識者を議員としている。

アジア太平洋地域をはじめとする開発途上国への女性教育指導者等を対象とする研修

などに集中・重点化してきているところである。

このうち、地方の行政職員等への研修においては、男女共同参画社会の実現に向けた国・政府の方針・取組みや問題点等を学び、今後必要とされる施策等について議論するものであり、国の責任において、国の機関が実施する必要がある。

また、女性教育に関する喫緊の課題に関する研修については、新しく変化の激しい課題に関する動向を的確に把握し、国の政策方針、関係行政との連携や整合性などを踏まえ、効果的な研修プログラムを開発・実施し、各自治体の女性関連施設に普及するものである。この研修は、喫緊の課題に対し各自治体がどのような行政上の対応をとるかを考える基礎となるものであり、国の機関が実施すべきものである。

さらに、開発途上国への国際協力に資する研修については、政府・国際機関との連携の下に実施する必要があるものであり、国の機関が直接実施しなければ国際的な信頼が得られない。

調査研究事業、情報事業、交流事業についても、研修事業と有機的に連携しつつ、一体的に、女性教育に関する喫緊の課題等を踏まえ、国の政策上の必要性から実施されているものであり、国内外の女性教育に関する行政関係者、女性団体・グループ、女性教育等をテーマにする研究者からは、国の果たすべき役割として一層の充実を期待されているものである。

(3) 契約条件、監督・チェック機能の強化等による対応

官業民営化ワーキンググループの議論の中では、「国の重要施策を担保するためには、契約条件、監督・チェック機能の強化等により対応可能ではないか」といった指摘があった。

しかし、国立女性教育会館は昭和52年に国の機関として設置されて以来の長い年月にわたる活動により培われた信頼性を前提に、現在、国（文部科学省）としては中期目標を策定し中期計画を認可するほかは、業務の実施については法人が柔軟・弾力的に行い、国は事後評価する仕組みをとってきているところである。仮にこれらの業務を民間事業者へ委託することとした場合には、国の重要施策を的確かつ確実に実施するよう詳細な契約条件を定める必要があるが、男女共同参画社会の実現に向けて常に新しい課題が生まれ、緊急に施策を模索しつつある状況の中で、これを契約条件として事前に明記していくことは困難である。

また、男女共同参画社会の実現の重要性から、これに重要な影響を与える施策を民間事業者へ委ねた場合には、現在のような形の事後評価では不十分であり、詳細な監督・チェック体制を構築する必要がある。

さらに、後述するとおり、現在の国立女性教育会館の組織における専門性に匹敵するスタッフを要する民間団体・機関は存在しないところである。仮に業務を民間事業者へ実施させるとすれば、国自らが事業内容の細部にわたる詳細な契約条件を作成するとともに、事業の企画・実施について直接手取り足取り詳細に指導していくことが必要となり、国の業務量が大幅に増大することとなる。

3 女性教育に関する専門性

(1) 女性教育会館の職員の専門性

国立女性教育会館の業務を実施するためには、女性教育に関する図書・情報や研修・宿泊施設などの施設・設備に加え、女性教育に関する専門性の高い職員が必要である。

このため、国立女性教育会館の職員は、女性学、社会学等に関する知識に加え、

国の男女共同参画政策や女性の地位の向上のための国際的動向等を熟知し、これに沿った女性教育の各種事業を推進する能力

女性教育に関し、目的・対象者の特性等を踏まえ、研修のプログラム（内容・方法）を企画し、必要な人・モノ・情報をコーディネートし、効果的に事業を実施する能力

を有しているところである。

具体的には、女性学及び女性教育の権威である理事長をはじめ、博士号（社会学：2人）、修士号（家政学：1人）の有資格者や社会教育主事の資格を有し、学校や社会教育行政現場で女性教育の実践的活動等を行った経験があり、かつ都道府県教育委員会から推薦された者など女性教育の専門的知識を有する職員が、20名中15名（75%）在籍（管理部門の職員を除く）している。

また、これらの職員の中には、我が国の男女共同参画の基本的方策等について審議・策定する「男女共同参画会議」の議員（1人）と各種委員（2人）としての参画や大学における非常勤講師（3人）として教鞭をとるなど、女性教育に関する見識と専

門性を備えた職員が在籍している。

更に、会館では定期的に職場内研修や外部の専門講習への派遣など、継続的に職員の専門性の維持・向上に努めている。

我が国において、このような高い専門性を有している機関・団体は他には存在しない。

【資料4】専門性の高さを証明する資料（学歴、委員歴、研修実績、論文など）

（2）大学教授や女性団体の専門家の活用による対応

官業民営化ワーキンググループの議論の中では、「女性教育関係の専門の大学教授や民間の全国的な女性教育団体におられる専門家等を活用して十分対応できるものと思われる」といった指摘があった。

確かに、女性教育に関する知識・経験を有する個人・団体としては、国立女性教育会館のほかに、女性学等を専門とする大学教授等の研究者や全国的な女性団体、地方の女性関連施設等が存在する。

しかし、大学等は女性学、ジェンダー論に関する学術的な研究を目的とするのに対し、国立女性教育会館が行う調査研究は、国の政策に沿って男女共同参画社会の形成を図る上での課題解決のために必要な基礎資料となる統計調査等（いわゆる「ジェンダー統計」）や先駆的・モデル的な研修プログラムの開発に関する実践的な調査研究である。これらの調査研究の成果は、データベースやプログラムの手引書（ブックレット等）として、女性教育指導者等広く国民に還元・波及することを目的としている。これらの調査研究は、研修、情報、交流の機能を併せ持つ女性教育のナショナルセンターである国立女性教育会館でこそ効果的に実施し、有効に活用できるものである。

また、地方公共団体等が設置している女性センター等の多くの女性関連施設は、地域課題の解決や女性の多様な生涯学習ニーズに応えることを主眼として施設が設置・運営されており、国立女性教育会館の機能に匹敵する事業を行っているものはない。

例えば、国立女性教育会館の基幹業務である、調査研究、情報提供や国際貢献・協力等は地方ではほとんど行われておらず、実施している場合でも当該地方公共団体内の事業であり、国立女性教育会館のような全国的・国際的な事業展開は行われていない。研修事業については、国立女性教育会館は、国の動向や時代のニーズに対応し、地方や民間では行われていない先駆的・モデル的な研修事業等を開発・実施し、その成果を地方の女性関連施設等に普及する役割を担っている。

さらに、全国的な女性団体は、それぞれの目的に沿った事業・運動を進める中で、構成員の資質向上や交流を進める事業を一部実施しているが、対象・内容ともに国立女性教育会館の行う研修事業、交流事業とは大きく異なるものである。

したがって、地方の女性センター等も、全国的な女性団体も、国立女性教育会館の役割を代替できるものではなく、むしろナショナルセンターである同会館の存在と機能を前提として、各地域の施設や団体では対応できない広域的、専門的なニーズ等については、同会館とのネットワークにより解決しているところである。

また、国立女性教育会館もこれらの女性教育関係者等との間の相互の信頼関係と強いネットワークの中でその機能を果たしてきている。

女性学等の研究者からは、事業の企画委員、講師等としての協力など（多くの場合、格安の謝金やボランティアで）

地域の女性関連施設、女性団体からは、現場における課題とニーズの把握、適切な研修参加者の推薦・派遣、優れた事例の発掘と紹介、ボランティアとしての事業の運営への協力、事業成果の幅広い普及など

さらに、共通の事項として、アンケート、フォローアップ調査、運営委員会への参加等を通じた国立女性教育会館の実施している事業の評価、より効果的・効率的な運営の見直しへの協力など

このように積極的に協力していただけるのは、国立女性教育会館が国の責任の下、国の政策と密着して運営されていることと、職員の専門性への信頼があってこそであり、「関係者の協力・活用を得ることで専門性の低い主体でも運営できるのではないか」といった議論は本末転倒である。

4 今、男女共同参画社会の実現に向けて

(1) 我が国の状況

男女共同参画社会の実現は「21世紀における我が国の最重要課題」(男女共同参画社会基本法前文)であるとともに、国際的な共通目標でもある。我が国の取組みは男女共同参画基本法の制定、男女共同参画基本計画の策定など制度的な整備は一定程度推進されてきた。

しかし、我が国においては、なお根強く残る固定的な男女の役割分担意識等を背景とする男女の職業の選択、形態、地位等の格差の存在は、関連統計()をみても、先進国の中で極めて遅れているところであり、国連の女子差別撤廃委員会からの勧告をはじめ国際社会からも極めて厳しい目で見られている

我が国のジェンダーエンパワーメント指数(国連開発計画「人間開発報告書」によるもので、女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうかを図る指数)は、78カ国中38位。

この課題を解決し、男女共同参画を推進するためには、女性教育(女性はその資質・能力の向上等を図り、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画するための力をつけるとともに、男女双方に対し男女平等意識の涵養や女性問題解決に資する教育)は極めて重要である。

【資料5】GEM(ジェンダーエンパワーメント指数)など

(2) 男女共同参画基本計画の改定

このため、政府では、男女共同参画基本計画に独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実を盛り込み、女性教育の充実に努めてきたが、この男女共同参画計画については平成17年度末までに改定することとなっており、本年10月から、男女共同参画会議における審議が開始されている。

10月7日に開催された同会議においても、次のとおり、国立女性教育会館の役割の重要性についての発言がなされているところであり、同会館は、国が進める男女共同参画社会の形成において今後とも極めて重要な役割を担うことが期待されている。

関係大臣からの決意表明（男女共同参画基本計画の策定に向けて各省庁からこれを是非盛り込みたいというような目玉となる事項の提示）において、中山文部科学大臣より、「独立行政法人国立女性教育会館は我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、男女共同参画社会の形成の一翼を担っており、その専門的な知見や国内外の関係機関、女性団体とのネットワークは男女共同参画の更なる発展に必要不可欠であることから、文部科学省として国立女性教育会館が行う女性教育関係事業の一層の振興に努める。」の発言。

新しい男女共同参画計画に関する論点についての自由討議の中で、

- ・ 有識者議員（原ひろ子氏）より、「国立女性教育会館はアジアにおける最初の女性教育のナショナルセンターとして設置され、中国や韓国とのモデルとなり、さらにアジア以外の地域や世界のいろいろな国で注目されてきた。さらに、開発途上国の女性のエンパワーメントを支援する中核的な役割をも担っており、今後とも国際的に重要な役割を果たしていくべきである。国立女性教育会館が、青少年関係の法人と統合されることなく、単独の独立行政法人として積極的な活動を展開することは全ての女性の願いである。」との発言。

- ・ これを受けて、再度中山文部科学大臣より、「国立女性教育会館は、内外に渡り非常に高い評価を得ており、行政改革の中で青少年関係の法人との統合が議論されているが、男女共同参画社会の形成のために重要な役割を果たしている点を十分にご理解いただきたい。」との発言。

【資料6】男女共同参画会議議事要旨

（3）国際的な活動の一層の必要性

男女共同参画会議における原議員の発言にもあったとおり、国立女性教育会館はアジア地域における最初の女性教育のナショナルセンターとして設置され、中国や韓国等のモデルとなるとともに、

韓国女性開発院との共同による女性のエンパワーメントのための生涯学習拡充方策に関する調査研究（平成12～14年度）

日本及び海外における女性教育の現状、課題について討議を行い、国際的な視野からの課題分析を行うとともに、参加者間の国際的情報ネットワーク形成の推進を図る交流事業（平成13年度～）

海外女性教育指導者を受け入れての研修の実施（平成13年度の独立行政法人化以降で約200人）

など、開発途上国等の女性のエンパワーメントを支援する活動を行ってきており、国際的にも高い評価を得ている。

【資料7】国際協力に関する事業の実績

今後は、さらに、アジア太平洋地域における女性教育の中核的機能を果たすべく、これらの取組みの充実を図りたいと考えており、10月20日及び28日に開催された超党派の「開発と女性議員連盟」（上川陽子会長、小宮山洋子事務局長、ほかに森山真弓、清水嘉与子、岡崎トミ子、神本美恵子、東門美津子、藤田一枝、小林美恵子の各議員などが出席）においても、国立女性教育会館がアジア太平洋地域でハブ機能

を果たすことができるよう一層努めるよう指摘を受けているところである。

このような国際協力・貢献に関する事業を充実するに当たっては、各国の政府機関や国際機関との密接な連携が不可欠である。また、具体的に共同事業を行う諸外国の女性関連機関はいずれも国立として設置・運営されているところであり、広く信頼を得つつ事業を実施していくためには、国の機関である独立行政法人が直接事業を実施する必要がある。

(4) 女性団体等からの強い期待

今回の国立女性教育会館の見直しの論議の中で、その統合・民営化が報道されたことを受けて、女性学等の研究者や、地方の女性関連施設、主要な女性団体の全てが、

国立女性教育会館は、女性教育のナショナルセンターとして国内外から高い評価を得ており、

今後とも、女性教育の独自の理念・目的をもち、政府が進めている男女共同参画社会の形成に向けて、国の責任の下で事業を進めてほしい、と強く要望・申し入れをしているところである。

11月2日までに、文部科学大臣あて、全国的な女性団体49、地域の団体・グループ等84、計133の団体等から要望が寄せられており、これらの会員数を合計すると約2,000万人(成人女性の40%を超える)となる。

更に、アジア太平洋地域を中心とした各国の女性関係機関・施設からも会館に対する高い評価の声と既存の組織体制として存続してほしいという要望が関係大臣等に届いているところである。

【資料8】 要望・申し入れの一覧と主な要望内容

前述のとおり、国立女性教育会館は、国とともに男女共同参画を推進する主体である女性団体、女性関連施設等からの「国が全国に一つ、国際的にも・国内的にも通用する研修施設として宿泊学習、情報の交流もできる会館を！」という強い要望により設立されたものである。設立後も、これらの関係者は、我が国における男女共同参画社会の実現を国などの行政と一体となって、女性自らの手で築き上げていくという強い信念に基づき、国立女性教育会館の行う事業に積極的にかかわってきたところであり、この信頼関係は非常に強力である。また、この信頼関係が、業務・事業の円滑・効果的な遂行の基盤ともなっている。

現在の独立行政法人国立女性教育会館以外には、このような信頼関係を築き、維持できる主体はない。

(5) 自主的な見直しの取組み

一方、厳しい財政状況等を踏まえ、国立女性教育会館の事務・事業の見直しに当たっては、

研修事業など各事業の対象や課題等を厳選し、国として実施すべき重要度の高い事業に重点化し、地方や民間に定着した事業は廃止する。

施設の維持管理に関する業務の民間委託を拡充・徹底する。

大学等との人事交流の促進など柔軟な人事管理を行えるよう非公務員型への移行

を図る。

料金体系の見直しと利用宿泊者率の向上を通じて自己収入の増を図る。などの方針を示し、事務・事業の一層の効率化に努めることとしている。

5 結論

以上のとおり、国立女性教育会館の実施している業務は、国の政策に密接に結びつくとともに、女性教育に関して極めて専門性の高いものであり、この業務を民間事業者に委ねることは適切でなく、またこの業務を適切に実施できる民間事業者も存在しない。

仮に、独立行政法人国立女性教育会館を民営化したり、青少年関係法人との統合を行った場合、国の女性教育に関する取組みの質が低下し、女性団体等から政府の男女共同参画社会形成に向けた取組みの姿勢が後退したと批判されることとなる。

男女共同参画社会の実現に向けて極めて重要な時期を迎えている現在、大きな役割を果たす国立女性教育会館の業務が低下・停滞することは許されないところであり、また、女性団体等関係者からの信頼は一度失ってしまえば容易に取り戻せない。

したがって、国立女性教育会館は、今後とも、独立行政法人の形態の下、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとしての役割を果たしていくことが必要である。

【資料 1】

運営費交付金、民間委託経費、自己収入の状況

	法人化前3カ年平均	平成15年度
運営費交付金	735,732千円	706,066千円
うち民間委託費	115,353千円 (委託業務内容) ・施設設備の運転保守点検 管理業務 ・警備業務 ・清掃業務 ・構内庭園等の維持管理業務 ・電話交換業務 ・宿泊棟の維持・管理	99,364千円 (委託業務内容) ・施設設備の運転保守点検 管理業務 ・警備業務 ・清掃業務 ・構内庭園等の維持管理業務 ・電話交換業務 ・利用受付業務 ・宿泊棟管理業務 ・研修棟管理業務 ・プール監視業務
自己収入	45,999千円	66,753千円
総額	781,731千円	772,819千円

(手 持 ち)

運 営 費 交 付 金 、 民 間 委 託 経 費 、 自 己 収 入 の 状 況

	法人化前 3 力 年 平 均	平 成 1 3 年 度	平 成 1 4 年 度	平 成 1 5 年 度
運 営 費 交 付 金	735,732千 円	724,061千 円	700,298千 円	706,066千 円
うち 民 間 委 託 費	115,353千 円	90,914千 円	97,307千 円	99,364千 円
自 己 収 入	45,999千 円	39,355千 円	69,706千 円	66,753千 円
総 額	781,731千 円	763,416千 円	770,004千 円	772,819千 円

【資料 2】

男女共同参画基本計画（抜粋）

構成

- 第1部 基本的考え方
- 第2部 施策の基本方向と具体的施策
- 第3部 計画の推進

第2部－10

「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」（抜粋）

男女平等を推進する教育・学習

初等中等教育の充実

- ・学校教育全体を通じた指導の充実等
- ・家庭科教育の充実
- 高等教育の充実
- ・高等教育機関における男女共同参画の推進
- ・奨学金制度の充実
- 社会教育の推進
- ・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
- ・男女共同参画に関する学習機会の提供
- ・固定的な男女の役割分担意識にとらわれない教育についての調査研究の充実
- 教育関係者の意識啓発
- ・教職員の男女共同参画に関する理解の促進
- ・社会教育関係者の意識啓発
- 女性学・ジェンダーに関する調査・研究等の充実
- ・高等教育及び社会教育における女性学等の振興

多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

生涯学習の推進

- ・リカレント教育の推進
- ・放送大学の整備等
- ・学校施設の開放促進等
- ・青少年の体験活動等の充実
- ・民間教育事業との連携
- ・高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進
- ・現代的課題に関する学習機会の充実
- ・学習成果の適切な評価
- エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実
- ・女性の生涯にわたる学習機会の充実
- ・女性の能力開発の促進
- ・女性の学習グループの支援
- ・国立女性教育会館の事業の充実等

国立女性教育会館において、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育、家庭教育に関する専門的調査・研究、情報収集・整理・提供を行うとともに、女性教育関連施設と連携を図りつつ、男女共同参画社会の形成の促進に努める。さらに、国内外の関連機関・施設、団体・グループ、個人等とのネットワークを充実し、女性情報ネットワークの拠点としての機能の強化を図る。また、公私立の女性教育関連施設の運営及び情報のネットワーク化の推進、地域の実情に応じた学習機会の提供、相談、調査研究等の各種事業の支援を図ることにより、地域における女性の生涯学習を総合的に推進する。

進路・就職指導の充実

- ・進路指導の充実
- ・女子高校生，女子学生に対する職業意識の醸成，意識啓発の実施
- ・就職指導の充実
- ・各経済団体等への協力要請

【資料3】

平成16年10月29日 衆・内閣委員会 小宮山洋子氏（民主）（抜粋）

小宮山（洋）委員 独立行政法人国立女性教育会館の統合の問題について伺っていきたいと思います。

政府の有識者会議、これは特殊法人等改革推進本部、内閣にあるものですが、その有識者会議と、総務省の政策評価・独法評価委員会などで、独立行政法人の合理化等が議論されております。

その中で、独立行政法人国立女性教育会館も見直し対象の法人として検討されているということですが、どのように見直そうとされているのか。村上大臣はその有識者会議のところを担当されている大臣かと思っておりますので、おととい、二十七日にこの有識者会議が意見を取りまとめて総理に報告していると承知しておりますけれども、その内容を含めてお話しいただきたいと思っております。

村上国務大臣 国立女性教育会館は、実は具体名を挙げられた法人の一つであり、文部省関係では、同様に研修業務を行っている国立オリンピック記念青少年総合センター、それから国立青年の家、それから国立少年自然の家の三法人との再編統合に向けたさらなる検討を文部科学省に要請しているところであります。

小宮山（洋）委員 男女共同参画社会の推進のために、埼玉県の嵐山にあるこの国立女性教育会館は、本当に国内的にも大きな働きをしてきていまして、いろいろな女性研究者、女性団体、さらに地方からもいろいろな人たちが集まって、ここで、女性のためだけではないと先ほどから強調していますが、大臣も含めて皆様のためにも、日本の社会のためにも必要なこの男女共同参画社会を進めるために、いい働きをしてきていると思っております。

その辺の御認識と、それを青少年と一緒にするということが本当にいいことなのかどうか、御意見を伺いたいと思っております。

村上国務大臣 御高承のように、男女共同参画の推進については、平成十一年の六月に、二十一世紀の最重要課題である男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法が制定されました。その同法を受けて、平成十二年十二月に男女共同参画基本計画が策定されています。

国立女性教育会館は、同基本計画の十一重点目標の一つでありまして、男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育、学習の充実を推進するための機関として位置づけられていると考えています。

具体的には、国立女性教育会館は、同基本計画において、女性指導者その他女性教育関係者に対する研修等の男女共同参画社会の形成の促進に努めてまいります。それから、国内外の関連機関、施設等の女性情報ネットワークの拠点として機能強化を図る。そして、公私立の女性教育関連施設の各種事業等の支援を図ることにより、地域における女性の生涯学習の総合的な推進をするということ、私も委員と同様に、男女共同参画の推進のために重要な役割を担っているということに対しては、認識は全く同じであります。

小宮山（洋）委員 今行革をしなければいけないということも私は十分承知しています。

ですから、国立女性教育会館の方にも、それから文部科学省の方にも、私ども超党派の女性の議員としても、やはり新しい価値がそこから生み出されるという説得力を持たないと、今の行革の流れの中で単独で存続するという事は難しいという話はしておりまして、新しい価値を生み出すための具体的な提案を、いろいろもう既にあるものもありますけれども、まとめて御提示できるような形を国立女性教育会館であることを、全国の女性の研究者やいろいろなところから知恵を集めて今やっているところです。(中略)それを具体的に、こういう方法で人を受け入れて、もっとそこを効率化していくとか、今新たな検討をしているところですので、そういうこともお含みいただいて、統合の方針を見直す可能性もあるというようなことをもし御発言いただければ大変うれしいのですが、いかがでしょうか。

村上国務大臣 先ほど申し上げましたように、小宮山委員と同じで、この国立女性教育会館における意義、存在価値に対する認識は、もうほぼ一致していると思うんです。ただ、私の仕事の立場としては、先ほど申し上げたように、その重要性にかんがみながら、先ほど主務官庁のお話をされたんですが、文部省の方に、それはしっかり残せ、しかし、ほかの三つはしっかりまとめるというふうに御声援をお願いしたいと思います。

小宮山(洋)委員 それは残せ、そして、確かに青少年関係のものは三つ一緒にして私もいいと思っていますので、そういうようなことを文部科学省ともいろいろ話をしているというか、この間のヒアリングをさせていただいて、意見交換をいたしました。

全部いけないというのではなくて、やはり、そこから残すに足る、説得力ある新しい価値を生み出すということを、私ども女性の議員も努力をいたしますし、今全国から御存じのように非常に大きな声がこのことに対して上がっているということは御認識をいただきまして、力を合わせていい行政改革が、行政改革をして、いいものをつぶしてしまっただけは仕方ないと思いますので、そのあたりをぜひ御協力いただきたいと思いますので、改めて一言いただいて、質問を終わりたいと思います。

村上国務大臣 したがいまして、国立女性教育会館については、その役割、機能を本当に重要なものと考えておりますので、今委員の御指摘を踏まえ、さらに効果的かつ効率的な運営ができないか、文部科学省において検討していただくようにさらに申し上げますので、先生の御声援もよろしく申し上げます。

【資料４】

国立女性教育会館職員の専門性について

- 1 国立女性教育会館には、我が国の女性学及び女性教育の権威である理事長をはじめ、女性教育の専門的知識を有する職員が、20名中15名（75%）在籍（管理部門の職員を除く）している。

専門的知識に関する内容	有資格者
博士号（社会学）取得者	2人
修士号（家政学）取得者	1人
「社会教育主事」資格を有し、学校や社会教育行政現場で女性教育の実践的活動等を行った経験を有し、かつ都道府県教育委員会から推薦された者	5人
「図書館司書」資格を有し、大学等での実務経験を有する職員	3人
会館又は女性関係団体で10年程度勤務し、主催事業の企画等の業務を行う職員	4人
計	15人

社会教育主事：社会教育事業の企画・立案・実施・関係機関や団体等との調整、コーディネートに関する専門的知識を有する者

図書館司書：女性教育に関する図書の選書・レファレンスサービス・ITに関する専門的知識を有する者

- 2 また、内閣府の「男女共同参画会議」の各種委員としての参画や大学における非常勤講師として教鞭をとるなど、女性教育に関する見識と専門性を備えた職員が在籍している。

【会館職員の専門性にに基づき委嘱されている各種委員会等委員】

（内閣府関係） ・「男女共同参画会議」議員 （議長：官房長官、構成員：各省大臣12人、民間議員12人）	1人
・同「男女共同参画基本計画に関する専門調査会」委員	1人
・同「監視・影響専門調査会」委員	1人
・同「チャレンジ支援推進事業企画委員会」委員	1人
・同「加害者向けプログラム実施マニュアル作成委員会」委員	1人
（文部科学省関係） ・「家庭・地域共同参画推進委員会」委員	1人
・「行政と子育て支援団体等が連携した家庭教育支援の取組に関する調査研究委員会」委員	1人
（国立教育政策研究所関係） ・「生涯にわたるキャリア発達の形成過程に関する総合的研究」委員	1人
（国際協力事業団関係） ・「重点課題別支援委員会（開発とジェンダー）」委員	1人

この他、地方公共団体等の関係委員会等委員にも就任

【大学の非常勤講師】

・埼玉大学経済学部 非常勤講師	1人
・秋草短期大学 非常勤講師	1人
・武蔵大学社会学部 非常勤講師	1人

3 さらに、職場内研修の実施、セクハラやDV、ボランティア・マネジメント及び情報等に関する外部の専門研修への参加など、職員の専門性を高めるための研修等の充実を図っている。

併せて、所属学会での成果発表、講演・シンポジウムの講師等専門性を生かした活動を実施し、女性教育の振興に寄与しており、これほどの人材を要している民間団体はない。

(別 添)

1 職員の資質向上に関する研修
館内研修

対 象 国立女性教育会館職員（必須：管理部門の職員を除く）
年間回数 5 回程度

【研修テーマの例（平成13～15年度実績）】

研 修 テ ー マ	講 師
女性学と男女共同参画	理事長
【研修等事業の企画・立案能力の育成】 ・民間経営のノウハウ ・DV（配偶者に対する暴力） ・学校教育における男女平等教育 ・女性教育団体の現状と課題 ・女性のエンパワーメント支援するための ファシリテーターの役割 ・女性のチャレンジ支援策 ・生涯学習の評価（諸外国の事例研究） ・業務分析と業務フローの作成 ・セクシャル・ハラスメント 等	大学教員、民間経営者、弁護士、 女性団体指導者 等
【調査研究成果等の把握】 ・高齢社会に向けての男女共同参画学習に 関する調査研究 ・男女共同参画の視点に立った家庭教育の 推進方策に関する調査研究 ・開発と女性に関する文化横断的調査研究 ・地域の子育て環境づくりに関する調査研 究 ・ジェンダー統計に関する調査研究 ・女性の学習関心と学習行動に関する国際 比較調査 ・女性のエンパワーメントのための生涯学 習拡充方策に関する日韓比較調査	主任研究員、研究員、大学教員等

この他、初任者研修、財務会計研修、広報研修等を実施

館外研修（平成13～15年度実績）

区 分	主 催 者
国際会議出席 ・ICTジェンダーフォーラム	マレーシア政府 (ユネスコ・ESCAP協力)
ボランティア・マネジメントセミナー	日本ボランティア・コーディネーター協会
再就職準備セミナー	21世紀職業財団
女性の人権ワークブック・ファシリテーター養成講座	アジア女性資料センター
女子学生就職フォーラム	東京ウィメンズプラザ
セクシャルハラスメント研修	文部科学省
国際交流企画研修	文部科学省
図書館等職員著作権講習会	文化庁
国立情報学研究所目録システム講習会	国立情報学研究所
国立情報学研究所総合目録データベース 実務研修	国立情報学研究所
女性学研究会	女性学研究会
日本社会教育学会	日本社会教育学会
日本社会学会	日本社会学会
日本労働社会学会	日本労働社会学会
日本体育学会	日本体育学会
日本家族社会学会	日本家族社会学会
日本家政学会	日本家政学会
日本社会教育学会	日本社会教育学会
日本民族学会	日本民族学会
関東社会学会	関東社会学会

2 大学等の研究プロジェクト参加（平成16年度）

区 分	主 催 者	参加者数
(大学の研究プロジェクトメンバー)		
・ジェンダー研究のフロンティア	お茶の水女子大学	1人
・男性のケア意識、職業意識がジェンダー秩序の流動化に与える影響に関する研究	上智大学	1人
(他機関の研究プロジェクトメンバー)		
・生涯にわたるキャリア発達の形成過程に関する総合的研究	国立教育政策研究所	1人
・ノンフォーマル教育協力研究会	国立教育政策研究所	1人
・女性のキャリア形成支援に関する研究	早稲田大学	2人

3 学会での発表（平成13年度以降）

区 分	主 催 者	参加者数
・子育てサークルの意味と子育てネットワークの形成	社会教育学会	1人
・雇用に関する年齢差別	日本労働社会学会	1人
・女性における年齢差別	日本社会学会	1人
・フィリピンにおける生活改善プロジェクトのジェンダー分析	日本評価学会	1人

4 論文発表等の状況（平成2年(1990)以降）

【理事長】

論 文 等	掲 載 書 籍 等
<p>【論文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の自己開発学習 ・女性の『新しい人間関係』の創出過程についての実践的研究 ・女性問題学習と自己改革 - A市公民館における女性問題学習参加者について ・『女性学をつくる』が提起した問題とその後の女性学 	<ul style="list-style-type: none"> 1992年 日本女子社会教育会 1994年 21世紀の国際社会における日本 1996年 女性学研究第4号 1999年 女性学研究
<p>【紀要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等をすすめるための国内行動計画にみられる教育政策 - 『国内行動計画』から『新国内行動計画』の間 ・男女平等化政策の展開と『女性施設』における社会参画のための学習事業について 	<ul style="list-style-type: none"> 1993年 東洋大学文学部紀要 1998年 東洋大学文学部紀要
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性問題学習と女性学プログラム ・男女平等参画と教育 ・婦人教育と女性学 ・主婦はどう変わったか（世代から見た生活意識変容） ・ジェンダー関係の差別の構造に関する実証的研究 - 教育福祉、医療領域の女性リーダーについて（共著） 	<ul style="list-style-type: none"> 1990年 月間社会教育第34巻第2号 1991年 研修のひろば63 1991年 文部時報1364 1995年 現代のエスプリNo.341 2000年 科学研究費補助金研究結果報告書

【主任研究員】

論 文 等	掲 載 書 籍 等
<p>【論文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生白書、国民生活白書にみる家庭機能の分析 ・家族問題の現在 ・家庭教育研究セミナー少子化時代の家庭教育 ・近代家族の特質、多様な家族の可能性、幼児期におけるジェンダー形成 ・子育てサークルの持つ意味と課題 ・私らしい生き方を求めて - 学習の場としての女性センター - ・論考：ジェンダーの視点 	<ul style="list-style-type: none"> 1994年 家族問題研究会『家族研究年報19』 1995年 『NHKブックス』日本放送出版協会 1995年 婦人教育情報 No.32 会館 1997年 『女性学教育/学習ハンドブック』会館 2001年 『社会教育』第56巻 全日本社会教育連合会 2002年 玉川大学出版社 2002年 『月刊公民館』546 全国公民館連合会
<p>【紀要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践事例に見る学校・家庭・地域の連携論の検討 ・都市化社会の進行と家庭、地域の教育機能に関する調査研究 ・0～1歳の子どもを持つ母親の育児不安と育児情報に関する一考察 ・男女共同参画の視点に立った家庭教育推進方策に関する調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> 1997年 国立女性教育会館研究紀要 創刊号 1998年 国立女性教育会館研究紀要 第2号 1999年 国立女性教育会館研究紀要 第3号 2000年 国立女性教育会館研究紀要 第4号
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・International Seminar on Family Education. ・家庭教育国際セミナー - 平成6年度家庭教育国際セミナーについて 	<ul style="list-style-type: none"> 1995年 NWEENEWSLETTER Vol.12 1995年 『社会教育』第50巻 全日本社会教育連合会
<ul style="list-style-type: none"> ・近代家族の特質、多様な家族の可能性、幼児期におけるジェンダー形成 ・1995 Status of women as Seen in Statistics. ・A Survey on the Educational Functions of the Family and Community in Advancing Urban Society. 	<ul style="list-style-type: none"> 1997年 『女性学教育/学習ハンドブック』会館 1997年 NWEENEWSLETTER Vol.13 1998年 NWEENEWSLETTER Vol.15
<ul style="list-style-type: none"> ・海外女性情報 隠された女性たちの素顔 ・子育てサークルの持つ意味と課題 ・公民館企画Q&A(23)男女共同参画学習編：ネットワークの活用 ・論考：ジェンダーの視点 	<ul style="list-style-type: none"> 2000年 『WINET情報No.4』会館 2001年 『社会教育』第56巻 全日本社会教育連合会 2002年 『月刊公民館』537 全国公民館連合会 2002年 『月刊公民館』546 全国公民館連合会
<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサークルの意味と子育てネットワークの形成 ・社会教育専門ゼミナール：生涯学習・社会教育スタッフの生涯学習(13) ：社会教育施設の経営：女性教育施設 	<ul style="list-style-type: none"> 2003年 社会教育学会 2004年 『社会教育』第69巻 全日本社会教育連合会
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな時代の子育て理念の模索 	<ul style="list-style-type: none"> 2004年 『母性の心理・社会学』医学書院

【A 研究員】

論 文 等	掲 載 書 籍 等
<p>【論文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会の分類概念としての子どもの遊び空間：ジェンダーおよび社会変化との関連 	<p>1995年 『子ども社会研究』第1号日本子ども社会学会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・現代日本農村の「嫁不足」問題（山形県内陸地方P町の事例） 	<p>1996年 『女性文化研究センター年報』第10号 お茶の水女子大学</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・社会変化と子産み・子育ての変容：東北農業地区と四国漁業地区の事例研究 ・Gender in Japanese Rural Society: The Present Condition of Rural Women 	<p>1996年 『家庭教育研究所紀要』第18号(財)小平記念会 2000年 Women & Families in Rural Japan Masae Tsutsumi ed. Tsukuba-shoboo所収</p>
<p>【紀要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会に向けての男女共同参画学習に関する調査研究 	<p>2002年 『国立女性教育会館研究紀要』第6号</p>
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー形成過程に関する研究：子供を生み育てるということを中心に ・山村に輝く女性たち－女性のパワーが地域を動かす ・まちづくりへの参画 ・意識調査 ・男女共同参画社会の実現に向けて 	<p>1995年 東京女性財団女性研究報告書 2000年 (社)農村生活総合研究センター 2002年 『月刊公民館』547 全国公民館連合会 2003年 『男女共同参画統計データブック』ぎょうせい 2004年 『人権のひろば』5月号</p>

【B 研究員】

論 文 等	掲 載 書 籍 等
<p>【論文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー役割の再生産 ・総合職における性別職務分離 ・人的資本とネットワーク ・昇進とネットワーク ・性別職務分離の形成 - 総合職システムエンジニアの事例から ・ミドルクラス家族におけるジェンダー格差 ・人事制度の変化とジェンダー ・性別職務分離のメカニズム分析 ・製造業における労働力の流動化 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所のあり方と従業員の賃金格差への納得度 ・事業所調査の分析結果 ・個人調査の分析結果 ・女性のキャリア形成と生涯学習～なになが成果をもたらしたのか～ 	<p>1996年 上智大学社会学論集</p> <p>1997年 上智大学社会学論集</p> <p>1998年 上智大学社会学論集</p> <p>1998年 上智大学カウンセリング研究所報告書</p> <p>1998年 『女性労働研究』女性労働問題研究会</p> <p>1999年 上智大学社会学論集</p> <p>1999年 東京女性財団助成報告書</p> <p>1999年 東京女性財団助成報告書</p> <p>2001年 『派遣労働とジェンダー：女性労働研究』 vol.40女性労働問題研究会</p> <p>2003年 『パートタイム労働の雇用管理 - 正規・非正規雇用の均衡』日本労働研究機構</p> <p>2004年 『現代社会の構想と分析』 現代社会・構想分析研究所</p>
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本において高学歴女子のキャリアが普及しない要因 - 入職の方法と初職との不整合 ・職場におけるジェンダー関係の形成について ・ノルウエーにおける女性労働の実状 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・郊外サービスクラス家族におけるジェンダー格差 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・女子専門職の戦略 - 薬剤師を事例に ・日本的雇用システムの変化とジェンダー - 旅行業A社の事例から - ・雇用における年齢差別についての研究 ・女性における年齢差別の研究 ・雇用に関する年齢差別について ・女性における年齢差別について 	<p>1997年 笹川研究奨学金報告書</p> <p>1997年 東京女性財団研究助成報告書</p> <p>1998年 『諸外国における男性の育児参加に関する調査研究』日本労働研究機構資料シリーズ NO81</p> <p>1999年 『脱工業化都市の社会学的分析：サービスクラス増大の社会学的意味』科学研究費報告</p> <p>2000年 笹川研究奨学金報告書</p> <p>2000年 『日本労働社会学会年報』vol.11</p> <p>2003年 東京ウイメンズプラザ研究助成報告書</p> <p>2003年 福島県男女共生センター研究成金報告書</p> <p>2003年 日本労働社会学会第15回大会</p> <p>2004年 日本社会学会第77回大会（予定）</p>

【主任専門職員】

論 文 等	掲 載 書 籍 等
【論文】 ・ジェンダーと生涯学習	1999年 『生涯学習論』福村出版
【その他】 ・男女共同参画社会の実現に向けての国立婦人教育会館の取組	2000年 『21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法』ぎょうせい

5 講師等活動状況（平成13年～15年度）

担 当 者	講 師 等 内 容
【主任研究員】	<ul style="list-style-type: none"> ・ユネスコ主催「ジェンダー研修会」 ・内閣府「苦情処理・監視専門委員会」 ・お茶の水女子大学COE研究会 ・群馬大学「社会教育主事講習」 ・韓国女性開発院「国際セミナー」 ・愛知県女性総合センター（ウィルあいち）「シンポジウム」 ・大阪市立男女共同参画センター（クレオ大阪）「女性セミナー」 ・長崎県「女性指導者研修」 ・埼玉県「生涯学習指導者研修」 ・青森県男女共同参画センター「女性指導者研修」 ・さいたま市「女性問題講座」 ・志木市「男女平等講座」 ・朝霞市「女性問題講座」
【A研究員】	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府「男女共同参画セミナー」 ・ユネスコ主催「社会開発のための基礎教育におけるIT研修」 ・韓国女性開発院「国際セミナー」 ・JICA分野別専門家養成研修「ジェンダー・調査手法」 ・JICA「モロッコ零細漁業改良普及システム整備計画」国内委員 ・JICA「重点課題別支援（開発とジェンダー）」委員 ・JICA「女性起業家養成のための指導者セミナー」 ・朝霞市第八小学校「教員向けセクシャルハラスメント講座」 ・熊谷市中央公民館「人権を考える講座」

担 当 者	講 師 等 内 容
【B 研究員】	<ul style="list-style-type: none"> ・川越税務署「セクシャルハラスメント研修」 ・一橋大学「セクシャルハラスメント研修」 ・福島県男女共生センター「公募研究報告」 ・立正大学「特殊講義 - 男女共同参画」
【主任専門職員】	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府「男女共同参画セミナー」 ・国際婦人教育振興会「男女共同参画学習アドバイザー海外派遣研修会」 ・全国地域婦人団体連絡協議会「全地婦連リーダー研修」 ・(財)やまぐち女性財団「男女共同参画ファシリテーター養成講座」 ・関東地区理容師美容師養成施設「教職員研修協議会」 ・山形県職員研修「市町村男女共同参画行政担当者研修会」 ・やまがた育児サークルランド「男女共同参画社会づくりに向けた県民参加への基盤づくり事業」 ・栃木県教育委員会「男女共同参画学習市町村担当者研究協議会」 ・長野県教育委員会「男女共同参画社会づくり指導者養成講座」 ・長野県男女共同参画センター「女性教育指導者研修」 ・長野県「三水村・ネットワーク三水職員研修」 ・埼玉県「男女平等教育講演会」 ・千葉市教育委員会「管理職特別研修」 ・千葉市打瀬公民館「男女共同参画学習講座」 ・狭山市立入間公民館「人権講座」 ・嵐山町教育委員会「ボランティア養成講座(小学校・中学校編)」 ・毛呂山町教育委員会「生涯学習講座」 ・入間市立高倉公民館「人権問題学習会」 ・富岡市「女性政策推進会議」 ・毛呂山町教育委員会「生涯学習講座」

担 当 者	講 師 等 内 容
【A 専門職員】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県立総合教育センター「職員研修・男女平等教育の進め方」 ・ 志木市立志木第四小学校学校「職員研修・男女平等教育とは」 ・ 吉川市小中学校「管理職研修会」 ・ 東大和市消費生活グループ「グループリーダー研修」 ・ 蓮田市立蓮田中学校「新入生男女平等教育オリエンテーション」 ・ 和歌山県教育委員会「学校における男女共同参画を考える講座」 ・ 栃木県総合教育センター「女性教育指導者講座」 ・ 富岡市「女性政策推進会議」 ・ 志木市立志木第四小学校「職員研修」 ・ 川越市女性会館「女性教育指導者セミナー」 ・ 川越市霞ヶ関北小学校「職員研修」 ・ 栃木県益子町女性団体連絡協議会「国の女性政策の動向」 ・ 千葉県浦安市堀江公民館「女性セミナー」
【B 専門職員】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉大学教育学部「社会教育主事講習」 ・ 和歌山県教育委員会「学校における男女共同参画を考える講座」 ・ 福島県田島町連合婦人会「婦人会連合会特別研修」 ・ 栃木県益子町女性団体連絡協議会「女性教育指導者研修」 ・ 長野県佐久市教育委員会「女性学講座」 ・ 埼玉県地域婦人会連合会「女性リーダー研修」 ・ 川越市「教職員研修 - セクシャルハラスメントについて」 ・ 佐久市「女性リーダー養成講座」 ・ 川越市大東公民館「同和教育指導者養成講座」 ・ 埼玉県立吉見高等学校「管理職研修」

担 当 者	講 師 等 内 容
【C 専門職員】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府「男女共同参画セミナー」 ・ 埼玉県教育委員会「男女共同参画アドバイザー養成講座」 ・ 長野県小布施町「女性のまちづくり懇談会」 ・ 都幾川村中央公民館「職場内における男女共同参画研修」 ・ 北本市「きたもと男女共生塾」 ・ 秩父地区「人権教育推進協議会」 ・ 川越市立教育研究所「職員研修」 ・ 千葉県女性センター「女性教育指導者養成講座」 ・ 戸田市立教育センター「学校教育と男女共同参画講演会」 ・ 鴻巣市民生児童委員協議会連合会「児童委員専門研修」 ・ 秩父市役所市民生活課「セクシャルハラスメント研修」 ・ 小川町立八和田小学校「PTA研修 - 男女平等教育について」

6 女性教育に関する調査結果の普及・活用等（レポート、学会誌、シンポジウム等別）

調査研究事業名	報告書等	調査研究成果の活用・普及	レポート・講演等
男女共同参画の視点に立った家庭教育推進方策に関する調査研究 (平成13年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った家庭教育推進方策に関する調査研究報告書 ・研究紀要(NWEC) 「男女共同参画の視点に立った家庭教育推進方策 - はじめの一步を家庭から - 」 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開シンポジウム 「男女共同参画 - はじめの一步を家庭から - 」 ・女性学・ジェンダー研究フォーラム 「ジェンダーの視点に立った家庭教育プログラムを考える」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユネスコ主催「ジェンダー研修会」 ・志木市「男女平等講座」
高齢社会に向けての男女共同参画学習に関する調査研究 (平成13年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会に向けての男女共同参画に学習に関する調査研究報告書 ・調査研究結果をHPに掲載 ・ブックレット「男女共同参画、高齢期をともに生き、ともに学ぶ」 ・研究紀要(NWEC) 「豊かな高齢期をつくる - 高齢期をともに生き、ともに学ぶ - 」 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のエンパワーメント支援セミナー 分科会「向老期の学習支援」「人生設計支援」 ・全国交流フェスティバル テーマ別討議「少子・高齢化社会を生きる」 	<ul style="list-style-type: none"> ・山形県生涯学習センター「セミナー」
女性及び家族に関する学習情報の調査研究 - 高等教育機関における女性学関連科目等の調査研究 - (平成13年度～14年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・高等教育機関における女性学・ジェンダー論関連科目に関する調査報告書 ・「女性学・ジェンダー関連科目データベース」を構築 ・研究紀要(NWEC) 高等教育機関における女性学・ジェンダー論関連科目 - 教員調査より - 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性関連施設職員のためのセミナー 講義「女性学・ジェンダー関連科目の現状」 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市男女共同参画センター「女性セミナー」

調査研究事業名	報告書等	調査研究成果の活用・普及	レポート・講演等
子育てサークル支援に関する調査研究 (平成13年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサークルの活動に関する調査研究報告書 ・ブックレット「次世代育成と公民館」 ・「子育てネットワークデータベース」を構築 ・研究紀要(NWEC) 「メンバーのサークルの関わり方とサークル活動の評価」 ・研究紀要(NWEC) 「子育てネットワーク等子育て支援団体についての情報提供の在り方」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育てネットワーク研究交流協議会」 講義、ワークショップ ・子育てサークル交流支援研究協議会 パネルディスカッション「行政と手をつなごう」 (衛星中継(エルネット)を活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育学会で報告 「子育てサークルの意味と子育てネットワーク形成」 ・「月刊社会教育」掲載 ・「月刊公民館」掲載 ・「月刊マナビィ」掲載 ・「えがりて(149号)」掲載
女性教育シソーラスに関する調査研究 (平成13年度～14年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・女性情報シソーラス報告書 ・研究紀要(NWEC) 「女性情報を有効に使うために - 女性情報シソーラスの開発と活用」 - 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開シンポジウム 「女性情報を有効に使うために - 女性情報シソーラスの開発と活用 - 」 ・国際女性情報処理研修 講義「オープン学習とTICT概要」 ・女性情報国際フォーラム 基調報告「女性情報シソーラスに関する調査研究」 ・女性関連施設等情報ネットワーク研究協議会 実習「WinetCASS、女性情報シソーラス、TICTの現状と予定」 ・女性関連施設職員セミナー 講義「これからのシソーラス」 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府 「男女共同参画セミナー」
女性のエンパワーメントのための生涯学習拡充方策に関する調査研究(日韓比較) (平成13年度～15年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のエンパワーメントのための生涯学習拡充方策に関する調査研究報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開シンポジウム - 女性の生涯学習・平生学習 自己開発と社会参画のために - ・女性のエンパワーメント支援セミナー 講義「女性のエンパワーメントに関する基礎知識」 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府 「男女共同参画セミナー」 ・韓国女性開発院主催 「国際セミナー」で調査結果報告 ・長崎県「女性指導者研修」 ・青森県 「女性教育指導者研修」等

調査研究事業名	報告書等	調査研究成果の活用・普及	レポート・講演等
女性の学習関心と学習行動に関する国際比較調査(4ヶ国比較) (平成13年度～16年度)	・女性の学習関心と学習行動に関する国際比較調査研究報告書	・公開シンポジウム 「女性の生涯学習国際フォーラム」 ・学校教育セミナー 講義「ノルウェーの男女平等教育」 ・女性の教育推進セミナー 講義「女性の学習関心と学習行動に関する国際比較調査」 ・女性学・ジェンダー研究フォーラム ワークショップ「生涯学習と女性のエンパワメント - 4カ国国際比較結果から -」 ・女性関連施設管理職セミナー ワークショップ「国立女性教育会館の研究成果の活用 - 女性の学習関心と学習行動に関する国際比較調査」	・内閣府 「男女共同参画セミナー」 ・韓国梨花女子大学校 「国際フォーラム」で報告 ・生涯学習フェスティバル 「愛媛まなびびあ」 講演会を開催 ・埼玉県 「生涯学習指導者研修」 ・立正大学 「特殊講義-男女共同参画-」
女性と男性に関する統計の調査研究(ジェンダー統計に関する調査研究) (平成14年度～16年度)	・男女共同参画統計「データブック2003」 ・リーフレット版「又エックミニ統計集」(日本語、英語版) ・「女性と男性に関するデータベース」を構築 ・PDF版統計リーフレットをホームページ上で公開	・女性学・ジェンダー研究フォーラム ワークショップ「エンパワメントのためのジェンダー統計」 ポスターセッション「データに見る女性と男性」 ・女性のエンパワメント支援セミナー 講義「ジェンダー統計を知る」 ・女性の教育推進セミナー 講義「ジェンダー統計」 ・女性関連施設職員のためのセミナー 講義「統計で見る女性と男性の現状」 ・全国交流フェスティバル ワークショップ「エンパワメントのためのジェンダー統計」 ・国際女性情報処理研修 講義「日本の女性の現状：ジェンダー統計にもとづいて」	・内閣府 「男女共同参画セミナー」 ・立正大学 「特殊講義-男女共同参画-」 ・長野県 「指導者養成講座」 ・埼玉県 「男女平等教育講演会」 ・埼玉大学 「社会教育主事講習」 ・千葉県女性センター 「女性教育指導者養成講座」 ・佐久市 「女性リーダー養成講座」 ・富岡市 「女性政策推進会議」 ・川越市女性会館 「女性教育指導者セミナー」

調査研究事業名	報告書等	調査研究成果の活用・普及	レポート・講演等
		<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成支援推進セミナー 講義「男女共同参画の基礎的な知識－ジェンダー統計から考える」 ・女性関連施設管理職セミナー ワークショップ「国立女性教育会館の研究成果の活用」 ・エルネット番組（衛星通信） 「ジェンダー統計」を制作・発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・川越市霞ヶ関北小学校 「職員研修」 ・千葉市打瀬公民館 「男女共同参画学習講座」 ・お茶の水女子大学「COE研究会」 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>女性のキャリア形成支援に関する調査研究 (平成15年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックレット「キャリア形成に生涯学習をいかした女性たち」 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のエンパワーメント支援セミナー 分科会「キャリア形成支援」 ・男女共同参画のための女性学・ジェンダー研究・交流フォーラム ワークショップ ・キャリア形成支援推進セミナー 分科会「女性に対するキャリア形成支援の取組」 分科会「諸外国のキャリア教育の取組」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「現代社会の構造と分析」 掲載 (現代社会・構造分析研究所)

【資料5 - 1】

2004年 国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書」によると日本は

人間開発指数(HDI) 9位(177カ国) (9位(175カ国))

ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM) 38位(78カ国) (44位(70カ国))

括弧内は2003年のデータ

HDI(人間開発指数)

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.956
2	スウェーデン	0.946
3	オーストラリア	0.946
4	カナダ	0.943
5	オランダ	0.942
6	ベルギー	0.942
7	アイスランド	0.941
8	アメリカ	0.939
9	日本	0.938
10	アイルランド	0.936
11	スイス	0.936
12	アイルランド	0.936
13	フィンランド	0.935
14	オーストリア	0.934
15	ルクセンブルク	0.933
16	フランス	0.932
17	デンマーク	0.932
18	ニュージーランド	0.926
19	ドイツ	0.925
20	スペイン	0.922
21	イタリア	0.920
28	韓国	0.888

GEM(ジェンダー・エンパワーメント指数)

順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.908
2	スウェーデン	0.854
3	デンマーク	0.847
4	フィンランド	0.820
5	オランダ	0.817
6	アイスランド	0.816
7	ベルギー	0.808
8	オーストラリア	0.806
9	ドイツ	0.804
10	カナダ	0.787
⋮		
14	アメリカ	0.769
15	スペイン	0.716
20	シンガポール	0.648
⋮		
32	イタリア	0.583
35	ボツワナ	0.562
36	クロアチア	0.560
37	フィリピン	0.542
38	日本	0.531
39	ハンガリー	0.529
68	韓国	0.377

HDI 人間開発指数(Human Development Index)

「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出。

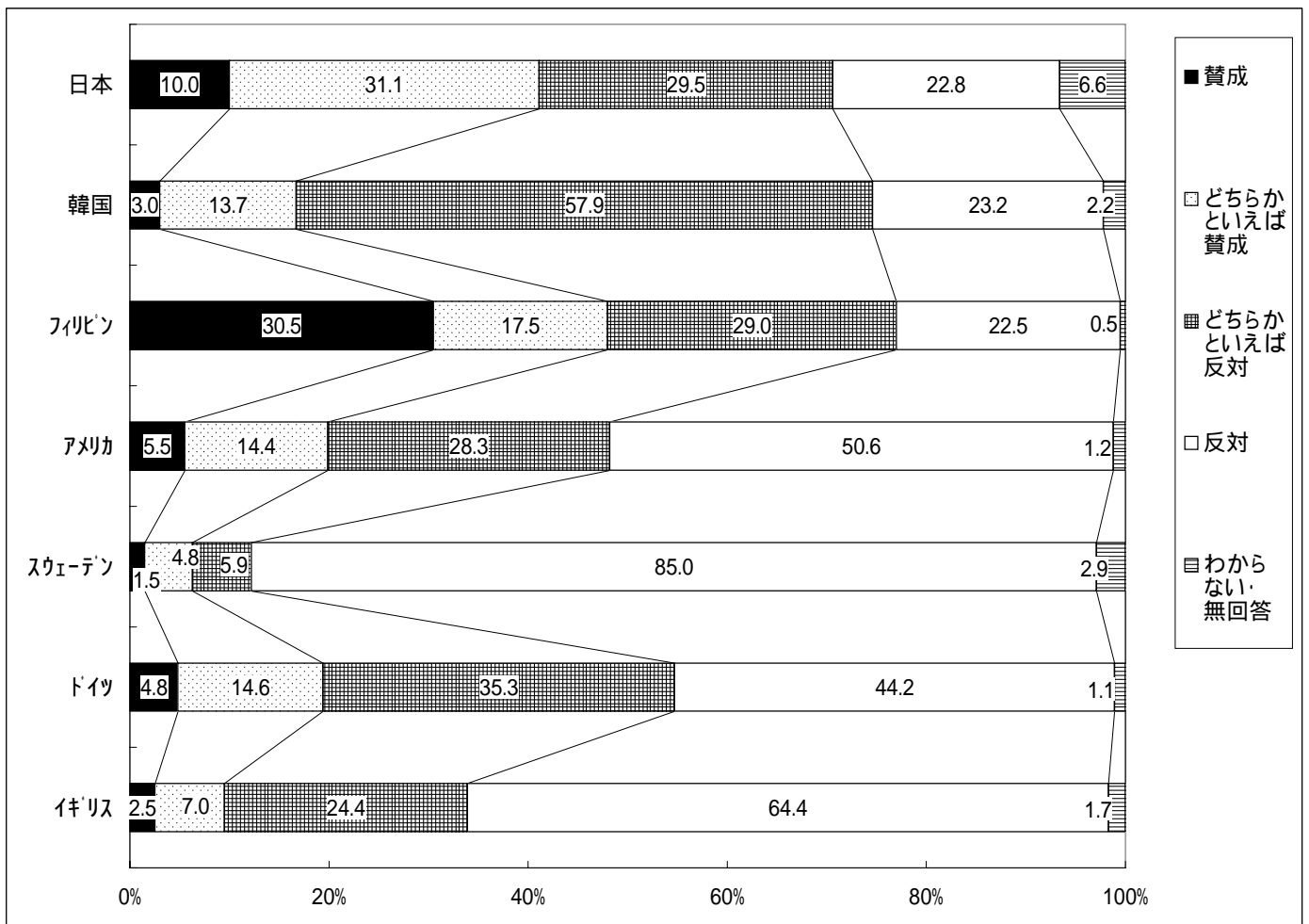
GEM ジェンダーエンパワーメント指数(Gender Empowerment Measure)

女性が政治及び経済活動に参加し、意志決定に参加できるかどうかを測るもの。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出。

【資料5 - 2】

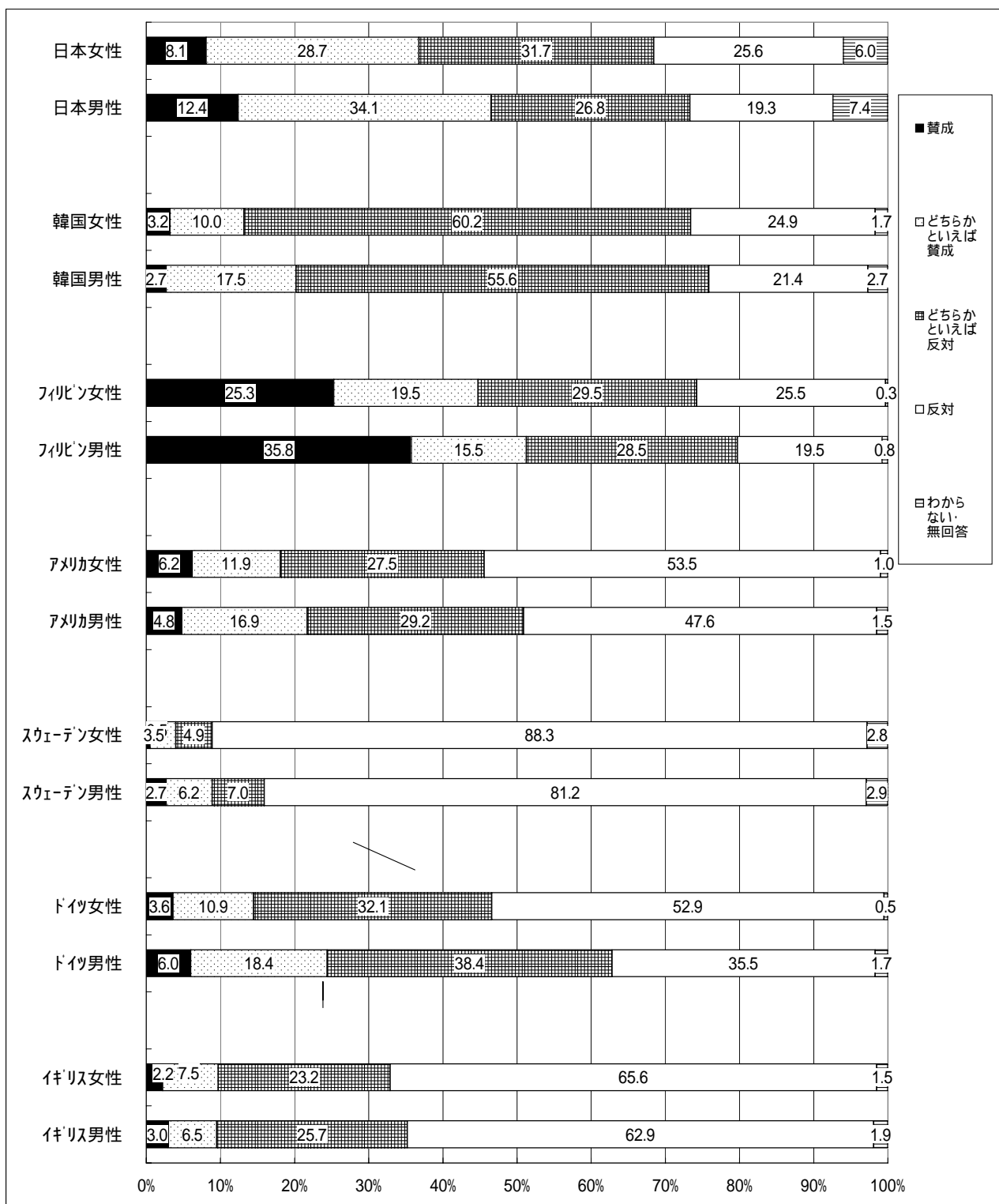
性別役割分担意識「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」
(2002年度)

- ・ 日本とフィリピンにおいて、固定的役割分担意識が高いといえる。
- ・ 日本とドイツでは、10%程度男性の賛成派が多く、他の国より男女の差が大きい。
- ・ スウェーデンにおいては、固定的役割分担意識に反対が多く、どちらかといえば等のあいまいな回答が少ない。



「男女共同参画社会に関する国際比較調査（平成14年度調査）」（内閣府男女共同参画局）

性別役割分担意識「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」 (2002年度)



【資料5 - 3】

女子差別撤廃委員会からの「最終コメント」(仮訳)

女子差別撤廃委員会第29回会期報告案

(CWDAW/C/203/11/GRP.3/Add.1/Rev.1)の抜粋

24. 委員会は、女性と男性の役割についての従来の役割分担意識に基づく態度を変えるために、締約国が人権教育、男女平等についての教育等の教育システムにおける包括的なプログラムを策定、実施すること、また、条約についての情報や男女共同参画に対する政府の姿勢を広めることを勧告する。委員会は、締約国が調査や世論調査を性別のみならず、年齢別にも行い、その結果に基づき、子育てを母親と父親双方の社会的責任とする考え方を促進することを目指す取組を拡大することを勧告する。委員会は、意識啓発キャンペーンが強化されること、メディアが女性のポジティブなイメージや私的、公的領域における男女の平等な地位と責任を伝えるよう奨励されることを勧告する。
32. 委員会は、締約国が、公的活動のあらゆる分野、特にハイレベルの政策決定過程に女性が参画する権利を実現するため、なかでも条約の第4条1に基づく暫定的特別措置の実施を通じ、政治的・公的活動における女性の参加を拡大するための更なる取組を行うことを勧告する。委員会は、締約国が、将来の女性指導者への訓練プログラムを支援すること、男女共同参画実現のためには意志決定過程への女性の参画が重要であることを啓発するキャンペーンを実施することを要請する。
34. 委員会は、締約国が雇用機会均等法に関連するガイドラインを改正すること、労働市場における男女の事実上の機会均等の実現を促進する努力を特に条約第4条1に沿った暫定的特別措置を用いて増すことを要請する。委員会は、特に教育、訓練、効果的な強制メカニズム、進捗状況の体系的な監視を通じて、水平的・垂直的な職務分離を撤廃するための取組がなされることを勧告する。委員会は、家族的責任と職業上の責任の両立を可能にする施策が強化されること、家庭内の仕事の男女間での平等な分担が促進されること、家庭や労働市場における女性の役割についての固定観念に基づく期待が変わることが奨励されることを勧告する。

【資料6】

男女共同参画会議（第16回）議事要旨

1 開催日時：平成16年10月7日（木）17：00～17：45

2 場 所：総理大臣官邸4階大会議室

3 出席議員：

議長：細田博之内閣官房長官

議員：麻生太郎総務大臣、南野知恵子法務大臣、谷川秀善外務副大臣（代理）

谷垣禎一財務大臣、中山成彬文部科学大臣、尾辻秀久厚生労働大臣、島村宜伸農林水産大臣、

保坂三蔵経済産業副大臣（代理）、北側一雄国土交通大臣、高野博師環境副大臣（代理）、

大野功統防衛庁長官、

岩男壽美子（武蔵工業大学教授、慶應義塾大学名誉教授）

神田道子（独立行政法人国立女性教育会館理事長）

君和田正夫（株式会社朝日新聞社代表取締役専務編集担当）

住田裕子（弁護士、獨協大学特任教授）、林誠子（日本労働組合総連合会副事務局長）

原ひろ子（放送大学教授、お茶の水女子大学名誉教授）、平山征夫（新潟県知事）

古橋源六郎（財団法人日本交通安全教育普及協会会長）

山口みつ子（財団法人市川房枝記念会常務理事）

4 概要：

（中山議員）男女共同参画社会の実現のため、基本計画の改定に当たっても、文部科学省の果たす役割は大きいと認識。そのため、学校教育全体を通じた人権の尊重等の指導の充実や、男女が各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくための学習機会の充実等の関係施策を推進していく所存。また「チャレンジ支援策」等を踏まえ、女性教育を推進しているところ。特に独立行政法人国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、男女共同参画社会の形成の一翼を担っており、その専門的な知見や国内外の関係機関、女性団体とのネットワークは男女共同参画の更なる発展に必要不可欠であることから、文部科学省として国立女性教育会館が行う女性教育関係事業の一層の振興に努める。

（中略）

（原議員）男女共同参画社会を実現する上での大きな障壁の一つは固定的な社会通念であり、意識改革が必要である。また、ジェンダーという語に関して誤解が見られるので、ジェンダーに敏感な視点を定着させることを基本的考え方として明確にすべきである。独立行政法人国立女性教育会館は現行の基本計画にも明記されているように、男女共同参画社会の推進のために不可欠である。また、国立女性教育会館はアジアにおける最初の女性教育のナショナルセンターとして設置され、中国や韓国等のモデルとなり、さらにアジア以外の地域や世界のいろいろな国で注目されてきた。さらに、開発途上国の女性のエンパワーメントを支援する中核的な役割をも担っており、今後とも国際的に重要な役割を果たしていくべきである。国立女性教育会館が、青少年関係の法人と統合されることなく、単独の独立行政法人として積極的な活動を展開することは、すべての女性の願いである。

（中略）

（中山議員）我が国は短大、専修学校に女性が多く、これを含めると高等教育卒業者に占める女性の割合は OECD 諸国と比較しても遜色ない。独立行政法人国立女性教育会館は、内外にわたり非常に高い評価を得ており、行政改革の中で青少年関係の法人との統合が議論されているが、男女共同参画社会の形成のために重要な役割を果たしている点を十分にご理解いただきたい。

【資料 7 - 1】

国立女性教育会館とアジア太平洋地域の主な女性の拠点機関等との関わり

国名	機関名	取組状況
韓国	K W D I (女性開発院)	会館をモデルに女性開発院を設立 理事長等による相互交流 共同研究を実施 共同事業を実施 会館で職員等が研修 日常的に情報交換
中国	中華全国婦女連合会	会館をモデルに中華女子学院を設立 会館で職員等が研修 日常的に情報交換
フィリピン	T E S D A (フィリピン術教育技能開発庁)	会館をモデルに女性センターを設立 会館で女性センター職員等が研修
	フィリピン女性の役割 国内委員会	会館の主催事業に研修生を受入 日常的に情報交換
カンボジア	女性・退役軍人省	会館をモデルに「女性センター」の設立を計画 会館が省庁職員を対象に、「ジェンダー統計」の 研修を実施 会館の主催事業に研修生を受入
アフガニスタン	女性省	会館をモデルに「女性センター」の設立を計画 副大臣が会館を視察 会館の主催事業に研修生を優先的に受入
フィジー	政治と女性太平洋センター	定期的に情報交換 会館の主催事業に研修生を受入
	太平洋地域女性ネットワーク・フェムリンク	主催事業に専門家を招聘 (女性情報国際フォーラム) 会館の主催事業に研修生を受入

【資料7 - 2】

国際関係研修等地域別参加者一覧

年度	事業名	計	アジア	太平洋	アフリカ	中南米
平成元年度 (1989年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (9週間 4カ国・4人)	4	3	1		
平成2年度 (1990年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (9週間 4カ国・4人)	4	4			
平成3年度 (1991年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (9週間 4カ国・4人)	3	3			
平成4年度 (1992年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (9週間 4カ国・4人)	4	2	2		
平成5年度 (1993年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (6週間 4カ国・4人)	4	1	3		
平成6年度 (1994年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (6週間 4カ国・4人)	4	3	1		
平成7年度 (1995年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (6週間 4カ国・4人)	4	1	3		
平成8年度 (1996年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (6週間 4カ国・4人)	6	5	1		
	女性の教育問題担当官セミナー (9カ国・9人)	9	4	2		3
平成9年度 (1997年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (6週間 6カ国・6人)	6	5	1		
	グアテマラ地方教育行政コース 女性の教育問題担当官セミナー (12カ国・13人)	12	5		6	1
		12				
平成10年度 (1998年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (6週間 6カ国・6人)	6	5	1		
	グアテマラ地方教育行政コース 女性の教育問題担当官セミナー (13カ国・16人)	12				12
		13	6		5	2
平成11年度 (1999年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (6週間 6カ国・6人)	6	4	2		
	グアテマラ地方教育行政コース 女性の教育問題担当官セミナー (10カ国・10人)	12				12
		10	3		6	1
平成12年度 (2000年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (6週間 6カ国・6人)	6	4	2		
	グアテマラ地方教育行政コース 女性の教育問題担当官セミナー (8カ国・8人)	12				12
		8	3		4	1
	JICA個別研修	0				
小計(独法前)		157	61	19	21	56
平成13年度 (2001年)	国際女性情報処理研修(20ヶ国・26人)	26	21	5		
	グアテマラ地方教育行政コース 女性の教育推進セミナー(10ヶ国・10人)	10				10
		10	3		5	2
	中華女子学院研修 研修生等受入	2	2			
		10	9	1		
平成14年度 (2002年)	国際女性情報処理研修(20ヶ国・28人)	28	22	6		
	女性の教育推進セミナー(8ヶ国・9人)	9	1		8	
	研修生等受入	18	16	1		1
平成15年度 (2003年)	国際女性情報処理研修(21ヶ国・25人)	25	20	5		
	女性の教育推進セミナー(9ヶ国・11人)	11	2		7	2
	中華全国婦女連合訪日団研修	14	14			
	フィリピンTESDA研修	2	2			
	JICA個別研修 研修生等受入	1			1	
		8	8			
平成16年度 (2004年)	国際女性情報処理研修(18ヶ国・22人)	22	18	4		
	カンボジア王国ジェンダー政策立案・制 度強化支援計画技術協力プロジェクト 研修生等受入	4	4			
小計(独法後)		200	142	22	21	15
計		357	203	41	42	71

()内は人数

平成元年度 (1989年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (4カ国・4人)	アジア(3)	インドネシア	1
			ネパール	1
			タイ	1
		太平洋(1)	フィジー	1
平成2年度 (1990年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (4カ国・4人)	アジア(4)	バングラデシュ	1
			マレーシア	1
			スリランカ	1
			ベトナム	1
平成3年度 (1991年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (4カ国・4人)	アジア(3)	ブータン	1
			韓国	1
			タイ	1
			パヌアツ	1
平成4年度 (1992年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (4カ国・4人)	アジア(2)	中国	1
			フィリピン	1
		太平洋(2)	トンガ	1
			西サモア	1
平成5年度 (1993年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (4カ国・4人)	太平洋(3)	モンゴル	1
			クック諸島	1
			キリバス	1
		アジア(1)	ツバル	1
平成6年度 (1994年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (4カ国・4人)	アジア(3)	中国	1
			マカオ	1
			モルジブ	1
		太平洋(1)	バファニューギニア	1
平成7年度 (1995年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (4カ国・4人)	太平洋(3)	ネパール	1
			フィジー	1
			ニウエ	1
		アジア(1)	パラオ	1
平成8年度 (1996年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (6カ国・6人)	アジア(5)	バングラデシュ	1
			イラン	1
			パキスタン	1
			フィリピン	1
			タイ	1
			太平洋(1)	トンガ
	女性の教育問題担当官セミナー (9カ国・9人)	アジア(4)	ブータン	1
			マレーシア	1
			ミャンマー	1
			ベトナム	1
			ボリビア	1
中南米(3)	ニカラグア	1		
	パラグアイ	1		
太平洋(2)	フィジー	1		
	パヌアツ	1		
平成9年度 (1997年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (6カ国・6人)	アジア(5)	ブータン	1
			中国	1
			モンゴル	1
			ネパール	1
			パキスタン	1
			太平洋(1)	クック諸島
	グアテマラ地方教育行政コース	中南米(12)	グアテマラ	12
	女性の教育問題担当官セミナー (12カ国・13人)	アジア(5)	バングラデシュ	1
			カンボジア	1
			インドネシア	1
ミャンマー			2	
パキスタン			1	
アフリカ(6)		カメルーン	1	
		象牙海岸	1	
		ケニア	1	
		マラウイ	1	
		ナウル	1	

			タンザニア	1		
		中南米(1)	グアテマラ	1		
平成10年度 (1998年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (6カ国・6人)	アジア(5)	バングラデシュ	1		
			ブータン	1		
			タイ	1		
			トルコ	1		
			ベトナム	1		
		太平洋(1)		マーシャル諸島	1	
		グアテマラ地方教育行政コース	中南米(12)	グアテマラ	12	
	女性の教育問題担当官セミナー (13カ国・16人)	アジア(6)		カンボジア	1	
				ラオス	1	
				ネパール	1	
			パキスタン	2		
			タイ	1		
			イエメン	1		
		中南米(2)		グアテマラ	1	
				ホンジュラス	1	
アフリカ(5)				マダガスカル	1	
				マラウイ	1	
				ナイジェリア	1	
				スワジランド	1	
				タンザニア	1	
平成11年度 (1999年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (6カ国・6人)	太平洋(2)		フィジー	1	
				キリバス	1	
		アジア(4)		マレーシア	1	
				モンゴル	1	
				フィリピン	1	
				ウズベキスタン	1	
			グアテマラ地方教育行政コース	中南米(12)	グアテマラ	12
		女性の教育問題担当官セミナー (10カ国・10人)	アジア(3)		カンボジア	1
				ミャンマー	1	
				スリランカ	1	
アフリカ(6)				エジプト	1	
				マラウイ	1	
				ニジェール	1	
				セネガル	1	
				タンザニア	1	
				ウガンダ	1	
	中南米(1)			ペルー	1	
平成12年度 (2000年)	海外婦人教育情報専門家情報処理研修 (6カ国・6人)	アジア(4)		中国	1	
				イラン	1	
				タイ	1	
				ベトナム	1	
		太平洋(2)			パヌアツ	1
					北マリアナ諸島	1
		グアテマラ地方教育行政コース	中南米(12)	グアテマラ	12	
	女性の教育問題担当官セミナー (8カ国・8人)	アフリカ(4)		ベナン	1	
				エチオピア	1	
				マラウイ	1	
			タンザニア	1		
		中南米(1)		ハイチ	1	
アジア(3)				ネパール	1	
				カンボジア	1	
				オマーン	1	
		JICA個別研修	中南米	ドミニカ共和国	1	
平成13年度 (2001年)	国際女性情報処理研修 (20カ国・26人)		バングラデシュ	2		
			中国	2		
			インド	1		
			インドネシア	1		
			イラン	1		
			ラオス	1		
			マレーシア	2		

		アジア(21)	モルディブ	1
			ネパール	2
			パキスタン	1
			フィリピン	2
			スリランカ	1
			タイ	1
			トルコ	1
			ウズベキスタン	1
			ベトナム	1
		太平洋(5)	バヌアツ	1
			パラウ	2
			ソロモン諸島	1
			マーシャル諸島	1
	グアテマラ地方教育行政コース	中南米(10)	グアテマラ	10
	女性の教育推進セミナー (10カ国・10人)	中南米(2)	ボリビア	1
			グアテマラ	1
		アジア(3)	インド	1
			インドネシア	1
			パキスタン	1
		アフリカ(5)	ガーナ	1
			モザンビーク	1
			マラウイ	1
			ニジェール	1
			ウガンダ	1
	中華女子学院研修	アジア(2)	中国	2
平成14年度 (2002年)	国際女性情報処理研修 (20カ国・28人)	アジア(22)	ブータン	1
			カンボジア	1
			中国	1
			インド	2
			インドネシア	1
			イラン	1
			マレーシア	1
			モンゴル	2
			ネパール	2
			パキスタン	1
			フィリピン	2
			スリランカ	2
			タイ	2
			ベトナム	2
			ミャンマー	1
		太平洋(6)	マーシャル諸島	1
			ミクロネシア	1
			パラウ	1
			バヌアツ	1
			キリバス	2
	女性の教育推進セミナー (8カ国・9人)	アジア(1)	カンボジア	1
		アフリカ(8)	ベナン	1
			ニジェール	1
			ガーナ	2
			トーゴ	1
			エチオピア	1
			象牙海岸	1
			コンゴ民主主義共和国	1
	*女性の教育推進セミナーに部分参加	南米(1)	ペルー	1
		アジア(2)	パキスタン	1
			バングラデシュ	1
平成15年度 (2003年)	国際女性情報処理研修 (21カ国・25人)		アフガニスタン	1
			バングラデシュ	1
			カンボジア	1
			中国	1
			フィリピン	1

		アジア(20)	インド	1
			インドネシア	2
			イラン	1
			モンゴル	1
			ミャンマー	1
			ネパール	3
			スリランカ	1
			タジキスタン	1
			タイ	1
			ベトナム	2
			ウズベキスタン	1
		太平洋(5)	マーシャル諸島	1
			バヌアツ	1
			バブアニューギニア	1
			フィジー	1
			サモア	1
	女性の教育推進セミナー (9カ国・11人)	アフリカ(7)	ブルキナファソ	1
			モーリタニア	1
			セネガル	2
			マリ	2
			ジンバブエ	1
		中南米(2)	ハイチ	1
			ペルー	1
		アジア(2)	イラン	1
			イエメン	1
	中華全国婦女連合訪日団研修	アジア(14)	中国	14
	フィリピンTESDA研修	アジア(2)	フィリピン	2
	JICA個別研修	アフリカ(1)	ガンビア	1
平成16年度 (2004年)	国際女性情報処理研修 (18カ国・22人)	アジア(18)	アフガニスタン	1
			アゼルバイジャン	1
			バングラデシュ	1
			中国	1
			インド	2
			インドネシア	2
			イラン	1
			ラオス	1
			マレーシア	1
			モンゴル	1
			ネパール	1
			フィリピン	2
			タイ	1
			ベトナム	2
		太平洋(4)	クック諸島	1
			キリバス	1
			サモア	1
			バヌアツ	1
	カンボジア王国ジェンダー政策立案・制度強化支援計画技術協力プロジェクト	アジア(4)	カンボジア	4

【資料 8 - 1】

国立女性教育会館の見直しに関する要望書一覧「統合・民営化反対」
 全国団体からの要望書（49団体・14件）

	団 体 名	代 表 者	備 考
1	国立女性教育会館の運営を考える会	天野正子	
2	全国地域婦人団体連絡協議会 約500万人	中畔都舎子	婦人年連絡会 加盟
3	社団法人大学婦人協会 約1,600人	今井けい	婦人年連絡会 加盟
4	国際婦人年連絡会（全国団体43団体加盟） 約2,000万人（成人女性の約4割）	江尻美穂子 杉森長子 平松昌子	
5	全国指定都市地域女性団体連絡協議会	加藤玲子	
6	国際女性の地位協会 約200人	赤松良子	
7	国際ジェンダー学会 約100人	萩原なつ子	
8	社団法人国際婦人教育振興会 約800人	大槻勲子	婦人年連絡会 加盟
9	主婦連合会 145団体	吉岡初子	婦人年連絡会 加盟
10	日本女性学会幹事会 約700人	金井淑子	
11	社団法人日本女医会 約2,000人	橋本葉子(会長)	婦人年連絡会 加盟
12	全国女性会館協議会 95館	中村紀伊	
13	日本婦人団体連合会 約90万人	堀江ゆり	婦人年連絡会 加盟
14	日本女性科学者の会 約300人	佐々木政子	婦人年連絡会 加盟

全国各地の女性団体からの要望書（87団体）

	団体・グループ名	代表者	備考
1	第9回北京JAC全国シンポジウム参加者一同	-	-
2	女性の学習をつなぐ会	西山恵美子	全国各地
3	NPO法人女のスペース・おん	近藤恵子	北海道
4	のぼりべつ男女平等参画懇話会	合田美津子	北海道
5	男女平等参画をすすめる会「えんぱわーメイト」	石井みよ	北海道
6	特定非営利活動法人青森県男女共同参画研究所	佐藤陽子	青森県
7	21世紀をひらくみやぎ女性のつどい	天野清子	宮城県
8	ノルウェーに学ぶ会	木村さち子	宮城県
9	北京JAC仙台	樋口晟子	宮城県
10	女性学を学ぶ会・仙台	秋山恵子	宮城県
11	伊達なクニづくり女性委員会	渡辺知子	宮城県
12	グループ カオス	赤間園子	宮城県
13	特定非営利活動法人 イコールネット仙台	宗片恵美子	宮城県
14	スペース ウィズ	堀江英子	宮城県
15	グループ I	宗片恵美子	宮城県
16	新やまがたひゅーまんらいふフォーラム	玉津菊子	山形県
17	ぐんま女性会議	野上佳世子	群馬県
18	草津市男女共同参画市民会議 い〜ぶん学舎	重原文江	群馬県
19	子育てネットワーク関係者 -新座-	坂本純子 外	埼玉県
20	埼玉県男女共生団体連絡協議会	木村通恵	埼玉県
21	学習サークル「あどぼるーん」	清水はるみ	埼玉県
22	つるがしまジェンダーフリーを考える会	立松多賀子	埼玉県
23	共学ネット・さいたま	秋山淳子	埼玉県

	団体・グループ名	代表者	備考
24	(社)国際婦人教育振興会埼玉支部	藤波美智子	埼玉県
25	ウィメンズネット所沢	福田由美	埼玉県
26	市民ネットワーク・千葉県	山本友子 山口春美 中村春子	千葉県
27	いちほら市民ネットワーク	三上みどり	千葉県
28	女性ユニオン東京	望月すみ江	東京都
29	ノルウェー「男女平等の本」を出版する会	荒川ユリ子	東京都
30	女性学研究会有志	酒井はるみ 外15名	東京都
31	(社)国際婦人教育振興会東京支部	岡田久美子	東京都
32	新日本婦人の会中央本部	高田公子	東京都
33	長野県男女共同参画推進員	遠藤エツ子	長野県
34	豊科町男女共同参画コミュニケーターOB会	遠藤エツ子	長野県
35	さわらびの会	遠藤エツ子	長野県
36	豊島町商工会女性部	小林寿美子	長野県
37	飯島町男女共同参画社会推進懇話会	久保田明美	長野県
38	女性センターを考える会	おおつのりこ	富山県
39	グループ女綱 ～ストップDVとやま～	豊富安子	富山県
40	「シャキット富山35」 (男女共同参画社会基本法ネットワークin富山)	北条健至 山本夕起子	富山県
41	しずおか女性の会	杉山佳代子	静岡県
42	志太榛原ネットワーク	秋野征子	静岡県
43	(社)国際婦人教育振興会静岡県支部	林 のぶ	静岡県
44	国立女性教育会館統合に反対する署名	高橋ますみ 外23名	愛知県 三重県
45	M I E ・ S T U D Y	濱田滋子	三重県
46	近江八幡市男女共同参画社会を考える市民のつどい 実行委員会	喜多尾文代	滋賀県

	団体・グループ名	代 表 者	備 考
47	近江八幡市日本女性会議参加派遣団	西川良子	滋賀県
48	おうみはちまんいきいき広場	犬井道子	滋賀県
49	野洲市女性団体連絡協議会	永田清美	滋賀県
50	男女平等条例を推進する会	井上ミチコ	滋賀県
51	特定非営利活動法人アンダンテ参画 2 1	金田久幸	滋賀県
52	滋賀県男女共同参画推進協議会		滋賀県
53	「女性の生き方応援Book」作成グループ	安本理子	京都府
54	N P O 法人アウンジャ	岡本カヨ子	京都府
55	特定非営利活動法人アートフル・エフ	峯田美香	大阪府
56	国際婦人年大阪の会	宮本英子	大阪府
57	日本女性学研究会有志	松本澄子	大阪府
58	尼崎市立女性・勤労婦人センター	須田 和	兵庫県
59	芦屋男女共同参画社会を考える会	布谷由美子	兵庫県
60	レインボーサミット	戸谷貢子	島根県
61	メディア・フォーラムおかやま	乙竹文子	岡山県
62	「和」文化を楽しむ会	乙竹文子	岡山県
63	岡山女性フォーラム	坂口直美	岡山県
64	イーブくらしきネットワーク	吉田しをり	岡山県
65	ラーニングネットひろしま	松井純子 葛原生子	広島県
66	ひろしま響生の会	東 由水枝	広島県
67	高齢社会をよくする下関女性の会（ホーモイ）	田中隆子	山口県
68	（社）国際婦人教育振興会山口支部	河野輝枝	山口県
69	米田美和子	米田美和子	鳥取県
70	山陰の女友の会	吉田トキ江	鳥取県 島根県

	団体・グループ名	代 表 者	備 考
71	高齢社会をよくする会・しまねネットワーク	山代朋子	島根県
72	イーブンイーブン	貴谷麻以	島根県
73	松江女性史を学ぶ会	島村美沙子	島根県
74	”ブーケ”の会	藍田淳子	島根県
75	徳島県アンの会	元木春美	徳島県
76	徳島県男女共同参画フォーラム25	瀬尾規子	徳島県
77	男女共生ネットTokushima	澤田順子	徳島県
78	女性への暴力根絶をめざす徳島ネットワーク	大島善江 黒松正代 高井美穂 東條恭子 八村有希子	徳島県
79	ジェンダー学習会	松崎淳子	高知県
80	財団法人アジア女性交流・研究フォーラム	原 ひろ子(会長) 三隅佳子(理事長)	福岡県
81	女性問題研究会	森山玲子	福岡県
82	北京JAC久留米	縄崎順子	福岡県
83	S・ぱーぷるリボン	牛島慶子	福岡県
84	平和を守る女性の会	堀田富子	福岡県
85	くまもと・バックアップ女性の会	佐藤玲子	熊本県
86	熊本婦人有権者同盟	牛嶋武良子	熊本県
87	HAW大分	松木和美	大分県

主 な 要 望 書 の 概 要

団 体 等 名 称	要 望 書 の 内 容
独立行政法人国立女性教育会館の運営を考える会（16.9.27）	<p>国立女性教育会館は、我が国の最重要課題のひとつである男女共同参画社会の形成に向けて、ナショナルセンターとして先駆的な役割を果たす責務を担う。そのため、研修、調査研究、情報の収集提供、人的交流等をその基本的な機能として、それらを相互に連携させつつ、これまで27年間にわたって積極的な活動を展開。</p> <p>会館は、男女共同参画社会の形成を目指す「求心力の中心」として、全国各地で展開されている活動を、「人」や「情報」というツールを通じて結びつけ、それらの拡充を促すナショナルセンター。</p> <p>会館の機能はそれ独自の理念と目的をもった、独立の可視的な社会的存在としてはじめて可能であり、部分的な共通性や類似性を理由に、他の法人等と統合されれば、その独自性は失われ、本来の目的を達成することは困難。</p> <p>男女共同参画社会への明確な志向をもつとはいえ、男女平等や女性の権利保護などに関して、国際社会から厳しい目で見られているのが日本社会の現状。男女共同参画社会形成のシンボルともいべき会館の独自性を奪うことは、この問題に関わる日本政府の努力に水をさし、国際的な評価の低下を招く恐れ。</p>
国際婦人年連絡会（43の全国組織）（16.10.12） 会員数：約2,000万人	<p>会館は、情報の提供及び学習の場として発展し、近県、遠隔地の格差をなくし全国的な女性達の揺るぎない存在。特に利用者間のネットワークが拡大されたことは、直轄施設としての宿泊が研修事業と一体となることにより可能。宿泊施設を有する各自治体の女性センターは数える程度。</p> <p>途上国の女性管理者が会館に置ける研修を通じ、その事業と運営等は各国の女性施策のモデル。</p> <p>会館は男女共同参画社会基本法に明記されている主要施策として、ポジティブアクションに位置付け。男女共同参画社会の実現は教育が基本であることから、会館の事業の充実を図ることが責務。</p>
全国地域婦人団体連絡協議会（16.9.28） 会員数：約500万人	<p>（要望書）</p> <p>「独立行政法人国立女性教育会館」は、単なる女性教育会館の拠点という位置づけを超えて、生活者、職業人、家庭人として総合的な女性の能力向上を目指す、政府が一体となって進めている男女共同参画の促進に向けての日本で唯一かつ不可欠な法人。青少年教育関連法人との統合・民営化は是非止めてほしい。</p> <p>（会館への想い）</p> <p>男女平等の実現に向けた取組を加速させる上で、会館には継続的に学習プログラムを開発し、研修・交流事業や活動に役立つ情報提供の充実を期待。</p> <p>宿泊施設を伴い、緑豊かな落ち着いた環境を有する国立女性教育会館には、男女共同参画に関する教育プログラムの開発・研究を会館の柱のひとつとしてほしい。</p>

団体等名称	要望書の内容
国際婦人教育振興会 (16.10.18)	<p>国際交流事業の折、国立女性教育会館の多機能を活用。特に、国際会議、国際交流に際しては、情報関連システムの完備、宿泊施設、スポーツ、美術、工芸等総合的に活用できることで、国際交流の実をあげ、唯一のナショナルセンターとして高い評価。</p> <p>研修・情報・交流・調査研究の機能と寝食を共にし安心して研修宿泊できる施設等を備える我が国唯一の国立女性教育会館は、施策の実践の場としての役割はますます重要。</p> <p>是非、国立女性教育会館の機能と研修・宿泊環境を維持するとともに、単独の法人として存続されることを強く要望。</p>
大学婦人協会 (16.10.18)	<p>会館の資料、情報、宿泊施設の恩恵を受けながら、国内外の女性教育の向上に努力。会館での協会独自の活動と、主催事業への参加の両面において、会館と深い連携を持ちながら活動。</p> <p>会館は、男女共同参画社会形成に向けて不可欠な拠点。青少年関係法人との統合など考えられない。「規制改革・民間開放推進会議」で議論されている民営化は、独自の目的と機能を持ち、主体的に事業の企画や運営を担う会館からナショナルセンターとしての存在意義を奪う恐れ。会館が自らの力で運営の改善を進めつつ、機能の充実を図ることが重要。</p>
全国女性教育会館協議会 (16.10.22)	<p>国立女性教育会館の建設の計画について、「国が全国に一つ、国際的にも、国内的にも通用する研修施設として宿泊学習、情報の交流もできる会館を！」と要望。</p> <p>国立女性教育会館が、今後も政府の責任のもと、単独法人として存続することを強く願い、更なる発展を期待。</p>
国際女性の地位協会 (16.10.13)	<p>会館は、女子差別撤廃委員会等からの勧告を実施するための中心的組織。男女共同参画社会づくりは国の重要課題であり、国民の半分を占める女性についての調査、研究、教育なくしての目的が達成されることはない。</p> <p>女性センターの職員や草の根レベルの女性団体等は、会館の主催事業に参加することにより、真の男女共同参画を学び、どれほどエンパワーメントされたか計り知れない。</p> <p>男女共同参画という社会の根幹に関わる理念を達成するためには、会館は独立の組織であるべき。</p>
国際ジェンダー学会 (16.10.13)	<p>会館は、国際的に開かれた女性学・ジェンダー研究及び教育の場であり、目的に即した独立機関として、アジアに、日本にとって不可欠な施設。</p> <p>会館は、国際会議開催及び運営のための様々な機能（大小複数の会議場やワークショップの場、同時通訳可能な複数の議場、安価で快適な宿泊施設等）を有し、加えて会議や議論をより活性化させるのに有効なリラクゼーション環境や、多様な人事交流を醸成する敷地環境を兼備。</p> <p>国外からの会館利用者は、その後も日本に深い関心を持ち、日本の多様な専門分野にわたる研修者との交流が継続。</p> <p>会館は、「日本国内の男女共同参画社会形成のための教育・研究ネットワーク形成施設」。会館事業により、コーディネート能力、情報受発信能力を身につけた人材が育成され全国各地で活躍すること、日本全国で有機的ネットワークが形成されていることなど、その意義は重く、ますます重要。</p> <p>会館を他の法人と統合させることなく、独立した法人として存続を認めてほしい。</p>

諸外国の女性関連機関・施設から寄せられた書簡（要点）

リン・マクデビット・プー氏（オランダ）

IIAV/国際女性運動情報・資料センター 国際協力担当プログラムディレクター

国立女性教育会館は、すべての海外の関係者にとって、重要な女性情報に女性がアクセスし、利用できる優れた例となっている。

会館は、世界の平和と開発にとってジェンダーに関する戦略が重要であることを理解する世界の将来のリーダー達を養成しているセンターである。

政府は、会館の青少年関係法人との統合を止めて、会館と協力して世界の女性の地位向上のための努力を続けられたい。

ルーディタ・デスカヤ・ヴィラヴィチェンチオ氏（フィリピン）

女性の役割国内委員会 上級管理補佐

NWECは、女性情報のIT化の推進だけでなく、アジア太平洋地域における開発途上の諸国間、諸文化間の相互理解、学習、協力のかけ橋として不可欠の存在であり、独立の機関として存続し続けなければならない。

シ・キ氏（中国）

保健省女性と子供の健康と地域保健局 上級スタッフ

研修参加者は、全員インターネットで結ばれ、男女平等社会に向けて協力し合う仲間となった。

NWECは、我々に女性問題について努力し、コミュニケーションを行う共通の基盤を提供してくれている。

スナルティ氏（インドネシア）

女性問題省 ネットワーキング開発課長

NWECの研修は、とりわけアジア太平洋地域の女性の国際的ネットワークづくりを可能にしている。

チョン・セイファ氏（韓国）

梨花女子大学名誉教授、元韓国女性開発院理事長

日本は今いま、女性のエンパワーメントを通じた男女共同参画社会の実現を目指している。そのナショナルセンターとしての国立女性教育会館の活発な活動を目の当たりにしながら、私は、日本の男女共同参画社会形成が近づいていることを感じた。

一時期「韓国女性開発院」の責任者として国家の女性政策の開発を推進してきた私にとって、会館の存在と活動は新鮮な衝撃と活力になって強く迫ってくるものがあった。特に理事長と職員が一体となって、研修や研究等の成功に向けて幾夜も夜更かしを続ける献身的な姿を見かけた時は感極まる想いであった。

日本も韓国も、アジア社会における共通の男女差別の歴史的背景を共有している。そして現在は、その差別を乗り越えて男女共同参画社会の実現に向けての歩みを共にしているのである。

両国は、社会状況も政府組織も政策も異なっている。したがって、接近方法も異にしているが、目指す目標は等しい。会館の研究と活動からは、その意味で韓国とは違った新しい情報と方法を豊かに学ばせていただいている。

諸外国の女性関連機関・施設から寄せられた要望書一覧

	氏 名	所 属	役 職	国 名
1	チャントラノボン・ティラカ	国立統計センター企画・投資委員会	統計学者 副委員長	ラオス
2	エセル・ラクサ・パンラキ	国立女性研究センター	訓練・アドボカシー官	フィリピン
3	ローディータ・ヴィラヴィチェンチオ	大統領府 フィリピン女性の役割国内委員会	上級管理補佐	フィリピン
4	スナルティ	女性問題担当省	中央部組織ネットワーク部 部長	インドネシア
5	ランジャナ・シール	お茶の水女子大学ジェンダー研究センター	日本財団研究協力員	インド
6	石(シ)琦(キ)	中国健康省 女性・児童健康・地域健康局	上級職員	中国
7	リン・マクデビッド・ブー	国際女性運動情報・資料センター	プログラム・ディレクター	オランダ
8	フランシス・オルセン	U C L A 女性研究センター	法学部教授	アメリカ
9	ルース・オジャンボ・オチエンゲ	I s i s - W I C E E (女性の国際異文化交流)	所長	ウガンダ
10	チョン・セイファ	梨花女子大学名誉教授 元韓国女性開発院理事長	名誉教授 理事長	韓国
11	ジンスク・パク	韓国女性研究院	研究教授	韓国
12	ジョンファ・オ	韓国女性研究院	院長 英文学科教授	韓国
13	ヨン・スク	韓国女性研究院	研究教授	韓国
14	ヨン・ゴク	韓国女性研究院	研究教授	韓国
15	ジェオング・ヒー	韓国女性研究院	研究教授	韓国
16	ハエ・リン	韓国女性研究院	研究教授	韓国
17	ミン・スク・ヤン	韓国女性研究院	研究教授	韓国
18	ハエ・ジュン・ビュン	韓国女性研究院	研究教授	韓国
19	ナ・ヨン・ヒュー	韓国女性研究院	研究員	韓国
20	ヨン・ジュ・チョ	韓国女性研究院	研究員	韓国
21	サン・ゲ・チョイ	韓国女性研究院	研究員	韓国
22	ミュン・スク・キム	韓国女性研究院	研究員	韓国
23	ナ・ヨウン・キム	韓国女性研究院	研究員	韓国
24	ヨン・ジン・クォク	韓国女性研究院	研究員	韓国
25	ヒュンギョン・キム	韓国女性研究院	研究員	韓国
26	ジェウン・ロー	韓国女性研究院	研究員	韓国
27	ジ・ヨン・シュン	韓国女性研究院	研究員	韓国
28	イエン・スク・ヨン	韓国女性研究院	研究員	韓国
29	サンゲン・クァク	韓国女性研究院	教育学部教授・副学部長	韓国
30	ラヘナ・シディキ	R A S A (ラビア・バルキ地区 アドボカシー・技術訓練庁)	区長	アフガニスタン